

特集

令和 6 年能登半島地震を 踏まえた防災体制の見直し

第 1 章

令和 6 年能登半島地震等の概要

第 2 章

令和 6 年能登半島地震を踏まえた防災対応の見直し

令和6年1月1日に石川県能登地方で発生した地震は、同地方を中心に、多くの人命や家屋、ライフラインへの甚大な被害をもたらすとともに、被害の範囲は、新潟県や富山県などにも広く及んだ。現在（令和7年4月1日時点）も多くの被災者の方々が応急仮設住宅での生活を強いられており、政府は令和6年1月1日に設置した「令和6年能登半島地震非常災害対策本部」の下で引き続き被災者支援を行うとともに、同年1月31日に設置した「令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部」の下で被災地の再生に向けて政府一丸となって復旧・復興に取り組んでいるところである。また、先般、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」において、令和6年能登半島地震における災害対応を振り返ることで課題・教訓を整理し、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」が取りまとめられ、今後発生が危惧される大規模災害に備え、本報告書を踏まえた対策の検討が行われているところである。

令和6年版防災白書では、特集2「令和6年能登半島地震」として主に発災から3か月間の状況や対応等について整理したところであるが、本書においては、昨年の記述以降の状況変化や復興の最中にある石川県能登地方を襲った令和6年9月20日からの大雨による被害状況などを第1章に、第2章では令和6年能登半島地震を踏まえた我が国の今後の災害対策の方向性について述べる。

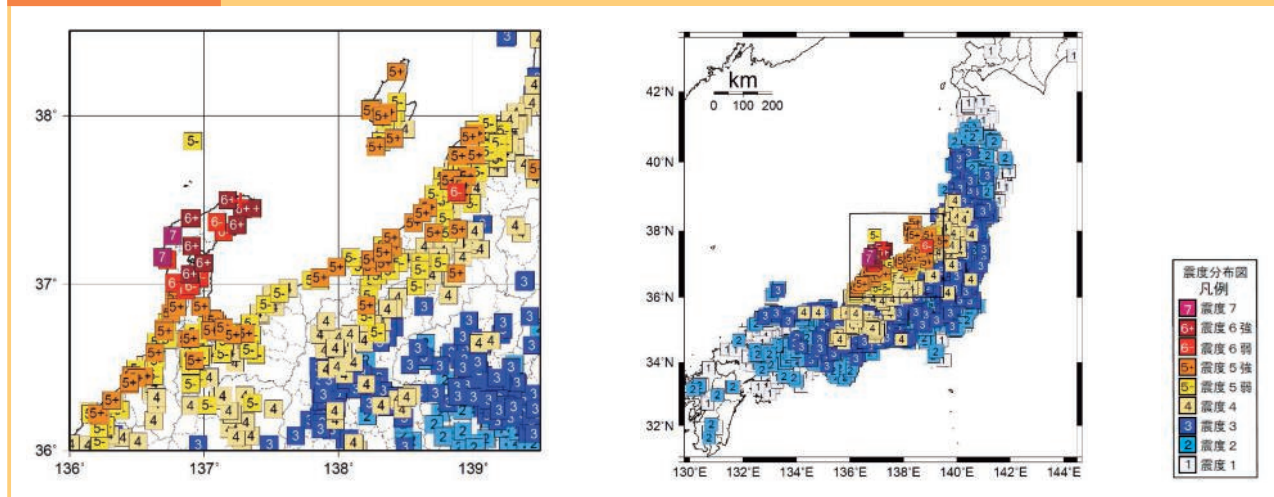
第1章 令和6年能登半島地震等の概要

第1節 令和6年能登半島地震の概要と被害状況

（1）地震の概要

令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方の深さ16km（暫定値）を震源とするマグニチュード7.6（暫定値）の地震（以下本特集において「本地震」という。）が発生し、石川県の輪島市及び志賀町で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強から1を観測した（図表1-1）。気象庁は、同日に、本地震及び令和2年12月以降の一連の地震活動について、名称を「令和6年能登半島地震」と定めた。

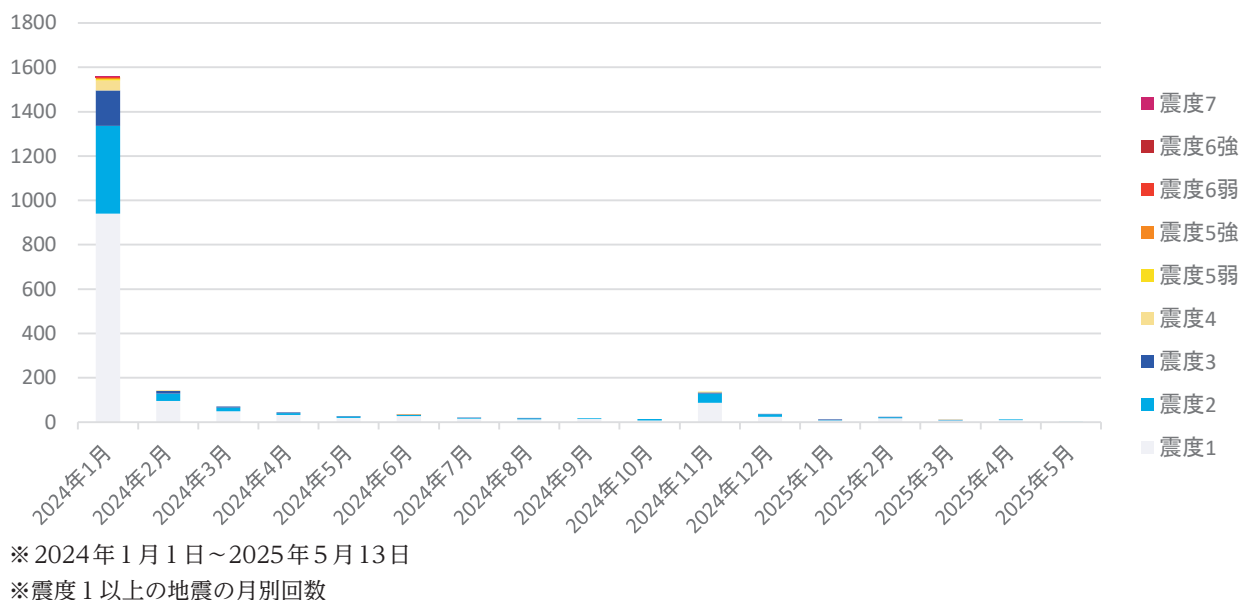
図表1-1 2024年1月1日16時10分 石川県能登地方の地震の震度分布図



出典：気象庁

本地震の発生当初に比べ、地震活動は低下してきているものの、地震活動は依然として活発な状態が継続しており、令和6年1月1日16時から令和7年5月13日24時までの間に、最大震度1以上を観測した地震は2,185回発生している（図表1-2）。

図表1-2 「令和6年能登半島地震」の月別最大震度別地震回数



出典：気象庁資料

(2) 被害の概要

図表1-3は、「能登半島地震」の被害状況等について、阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震と比較したものである。

図表1-3 「能登半島地震」と他の地震災害における被害状況等の比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災	熊本地震	能登半島地震 注1
発生日月	1995年1月17日 午前5時46分	2011年3月11日 午後2時46分	前震：2016年4月14日 午後9時26分 本震：4月16日 午前1時25分	2024年1月1日 午後4時10分
地震規模	マグニチュード 7.3	モーメントマグニチュード 9.0	マグニチュード 6.5 マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.6
死者・行方不明者 (うち災害関連死)	6,437名 (うち約900名)	22,332名 (うち約3,800名)	276名 (うち約220名)	594名 (うち364名) ※令和7年5月13日時点
全壊住家	約10万5千棟	約12万棟	約9千棟	約6千5百棟 ※令和7年5月13日時点

注1) 「能登半島地震」の欄には、一連の地震における最大規模の地震（令和6年1月1日16時10分石川県能登地方の地震）に係る情報を記載。

注2) 「能登半島地震」に係る「災害関連死」の値は、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた令和7年5月13日時点の暫定値である。

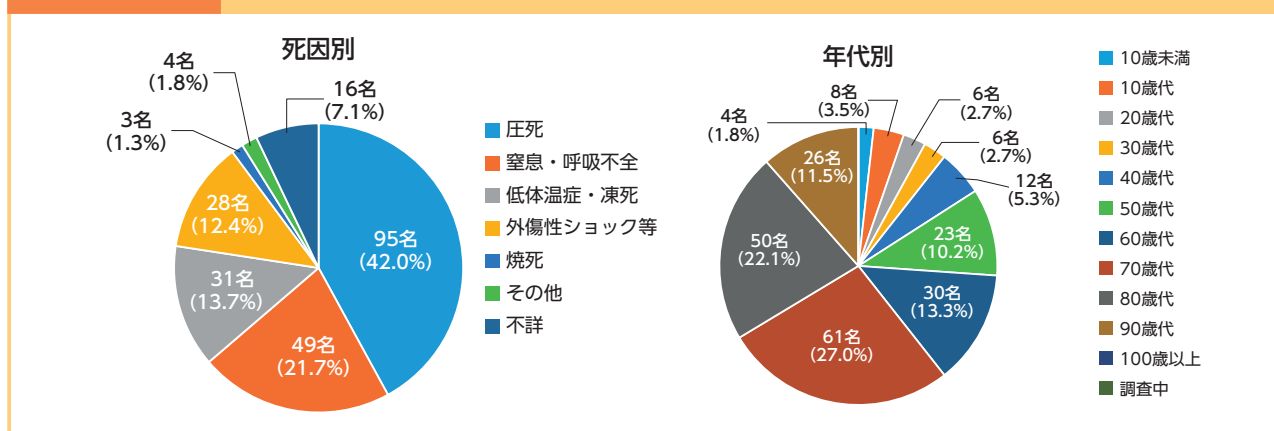
出典：令和7年5月13日時点で確認できた内閣府資料、警察庁資料、復興庁資料、消防庁資料、気象庁資料、緊急災害対策本部資料、非常災害対策本部資料、石川県資料、兵庫県資料、熊本県資料を基に内閣府作成

①人的被害

本地震により多数の家屋倒壊が発生し、死者・行方不明者594名（うち災害関連死364名）の被害をもたらした。死者は石川県で581名（輪島市207名（行方不明者2名）、珠洲市170名、能登町66名、七尾市53名、穴水町49名、志賀町20名、内灘町6名、羽咋市5名、小松市1名、白山市1名、中能登町2名、金沢市1名）、新潟県で6名（新潟市4名、上越市2名）、富山県で5名（富山市1名、高岡市2名、氷見市1名、射水市1名）の犠牲者が発生した（令和7年5月13日時点）。

警察庁情報（令和7年2月末時点。石川県が発表した死者（災害関連死を除く。）のうち、警察が取り扱った226名を対象としたもの。）によると、直接死の死因の約4割が「圧死」、約2割が「窒息・呼吸不全」で、多くの人が倒壊した建物の下敷きとなったとみられる。また、寒さが影響して亡くなった「低体温症・凍死」が1割強と続いた。死者の年代別では70代が61名と最多で、80代50名、90代26名が続き、70代以上が約6割を占めた（図表1-4）。

図表1-4 令和6年能登半島地震死者の死因別及び年代別一覧

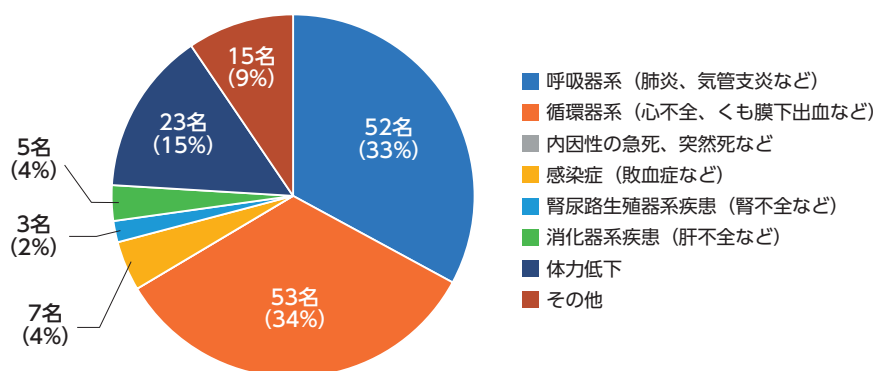


出典：内閣府資料

また、直接死は輪島市と珠洲市に集中して犠牲者が発生した（それぞれ100名、97名）のに対し、災害関連死は広域で犠牲者が発生し、石川県で255名（輪島市80名、珠洲市54名、能登町49名、七尾市37名、穴水町22名、志賀町17名、内灘町5名、羽咋市3名、小松市1名、白山市1名、中能登町1名）、新潟県で4名（新潟市）、富山県で2名（高岡市）の261名となっている。

災害関連死による犠牲者のうち年齢が公表されている136名の死亡時の年齢の内訳は、90代以上が47名、80代が62名、70代が16名、60代が10名、50代が1名であり、80代以上が全体の約8割を占め、これまでの災害に比べ高齢者の割合が高い。また、死亡した経緯が公表されている158名の死因の内訳は、循環器系疾患が53名（約34%）、呼吸器系疾患が52名（約33%）で全体の約60%を占めており、体力低下も23名（約15%）となっている（令和6年11月21日時点）（図表1-5）。

図表1-5 災害関連死と認定された方の死因



出典：警察庁の情報を基に内閣府が作成

②建物被害

住家被害は、秋田県、福島県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、京都府、兵庫県の1府10県で発生し、全壊が6,520棟（石川県6,151棟、富山県258棟、新潟県111棟）、半壊・一部破損が158,120棟（秋田県1棟（一部破損のみ）、福島県1棟（一部破損のみ）、埼玉県2棟（一部破損のみ）、石川県109,907棟、新潟県24,797棟、富山県22,544棟、福井県842棟、長野県21棟（一部破損のみ）、岐阜県2棟（一部破損のみ）、京都府2棟（一部損壊のみ）、兵庫県1棟（一部破損のみ）、床上・床下浸水が25棟（新潟県14棟、石川県11棟）となり、被災地全体で約16万5千棟の住家被害が発生した（令和7年5月13日時点）。また、石川県における非住家被害は約3万8千棟とされている（令和7年5月13日時点¹）。

（3）火災の発生状況と消火活動

火災は、石川県で11件、富山県で5件、新潟県で1件発生し、地元消防本部と消防団が消火活動に当たった。特に、石川県輪島市では、本地震直後に日本三大朝市の一つである輪島朝市で焼損棟数約240棟、焼失面積約49,000m²に及ぶ火災が発生した。本火災は、延焼しやすい木造密集地域で発生したもので、地震に伴い、断水による消火栓が使用できず、建物倒壊により一部の防火水槽が使用できないなど、消火活動が困難な状況の中で地元消防本部と消防団が消火活動を行い、2日7時30分に鎮圧し、6日17時10分に鎮火した。

その後、輪島朝市周辺では焼失し建物性が失われた倒壊家屋等について法務局による滅失登記を行い面的に公費解体が進められ、令和6年9月にはがれきの撤去がおおむね完了した。令和7年2月26日に輪島市が策定した「輪島市復興まちづくり計画」では、輪島朝市周辺を輪島市における復興のシンボルとして再建し、防災対策を強化しながら輪島朝市と商店街及び住まいの共生を目指した市街地整備を行う方針を掲げている。

¹ 石川県ホームページ「被害等の状況について（第204報）」
（参照：https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/higaihou_204.pdf）





輪島朝市の火災
出典：共同通信社

「輪島市復興まちづくり計画」

https://www.city.wajima.ishikawa.jp/article/2024052800027/file_contents/honbu_2_siryou.pdf

(4) 志賀原子力発電所における対応

政府は、本地震の発生を受けて、1月1日16時19分に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、北陸電力株式会社志賀原子力発電所等の情報発信等を行った。北陸電力株式会社志賀原子力発電所においては、使用済燃料プールの波打ち現象（スロッシング）による溢水、一部の^{いっすい}変圧器故障による油漏れ等が発生したが、使用済燃料の冷却や電源等、必要とされる安全機能は確保されていることを確認した。

また、周辺の一部モニタリングポストにおいて測定が確認できない状況が生じたが、敷地近傍のモニタリングポスト指示値等に異常は認められず、発電所の安全確保に影響のある問題が生じていないことを確認した。その後、原子力規制委員会は、通信の信頼性向上に向けた対策を実施するとともに、無人機を用いた航空機モニタリング等によりモニタリング体制の機動力を強化し放射線モニタリングの多様化を図っている。今後、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、迅速かつきめ細かい原子力災害対応を実現するための機動的なモニタリングや、複合災害時に機能維持するための強靱で多様な手段を備えたモニタリング、モニタリングの省人化・コスト削減・DX化の実現に資する、最新の技術・知見を取り入れた取組を進めていく。

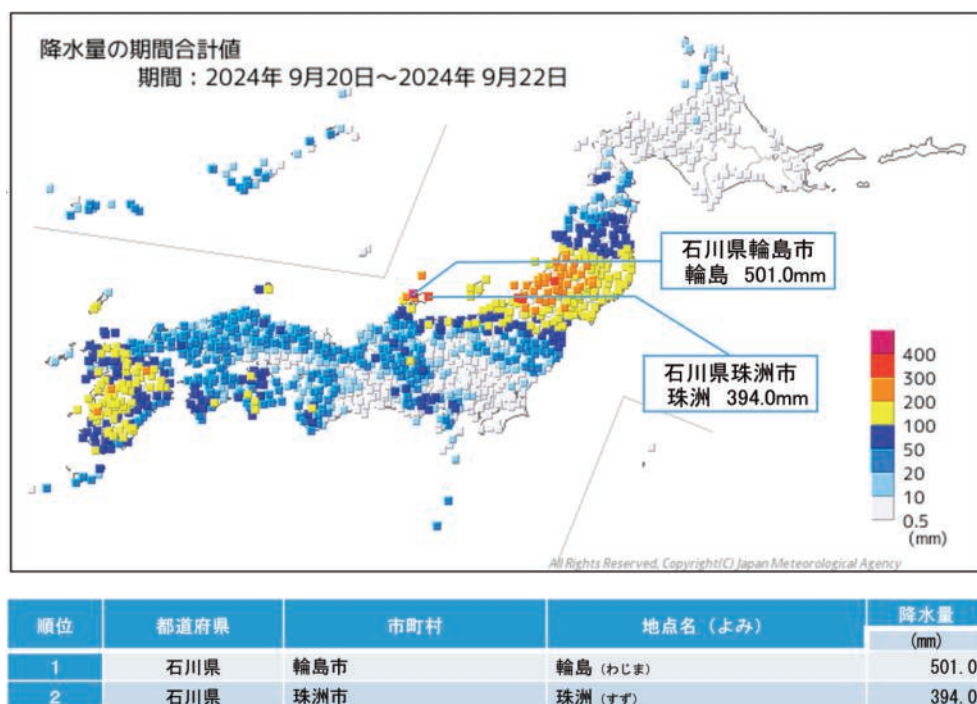
第2節

令和6年9月20日からの大雨の概要と被害状況

(1) 大雨の概要

令和6年9月20日から22日にかけて、日本海から本州付近に停滞した前線や前線上の低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、西日本から東北地方にかけての広い範囲で雷を伴った大雨となった。秋田県では20日明け方に、石川県では21日昼前に線状降水帯が発生した。線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いて、大雨災害発生の危険度が急激に高まり、重大な災害の起こるおそれが著しく高まったことから、気象庁は21日に石川県輪島市、珠洲市及び能登町に大雨特別警報を発表した。石川県能登では、21日午前中は猛烈な雨が降り続いて1時間降水量や3時間降水量で観測史上1位を更新した地点があったほか、20日から22日にかけての総降水量が多い所で500mmを超え、平年の9月の月降水量の2倍を上回るなど、北陸地方や東北地方の日本海側では記録的な大雨となった（図表2-1）。

図表2-1 降水量の期間合計値（2024年9月20日～9月22日）



出典：気象庁資料

（2）被害の概要

令和6年9月20日からの大雨により、石川県において県管理の28河川が氾濫し、浸水被害が発生した。これらにより、死者は17名（石川県16名（輪島市11名、珠洲市3名、能登町2名）、熊本県（大津町1名）、重傷者は2名、軽傷者は45名となった。住家被害は、全壊が82棟、半壊・一部破損が724棟、床上・床下浸水が1,043棟となった（消防庁情報、令和7年1月28日時点）。また、水道については輪島市、珠洲市、能登町で断水が発生し、最大断水戸数は5,216戸、電力については北陸電力送配電株式会社管内で最大停電戸数が約6,910戸に及ぶなど、ライフラインにも被害が発生した。

令和6年9月20日からの大雨による被害状況



輪島市町野町

出典：石川県ホームページ



珠洲市大谷地区

出典：石川県ホームページ



能登町柳田野田橋周辺
出典：石川県ホームページ

第3節 政府の対応

(1) 初動及び本部体制の確立

政府は、本地震の発生を受けて、1月1日16時11分に官邸対策室を設置し、16時15分には、岸田内閣総理大臣（当時）から、①国民に対し、津波や避難等に関する情報提供を適時的確に行うとともに、住民避難等の被害防止の措置を徹底すること、②早急に被害状況を把握すること、③地方自治体とも緊密に連携し、人命第一の方針の下、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むことが指示された。17時30分には、特定災害対策本部が設置され、さらに、22時40分には、同本部を格上げして非常災害対策本部が設置され、2日9時15分に第1回非常災害対策本部会議が開催された。

また、1日20時00分に内閣府調査チームを石川県庁へ派遣した。さらに、同日23時22分には古賀内閣府副大臣（当時）を本部長とする非常災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を石川県庁内に設置した。現地対策本部は、インフラ、物資、生活支援、生業（なりわい）再建に関する4つのチームを編成し、石川県庁と緊密な連携を図った。特に、インフラチームにおいては、法面崩壊、倒木、電柱倒壊等による道路交通途絶が生じ、ライフライン復旧活動にも一部支障が生じたため、現地対策本部内に道路、電気、通信、水道の関係者でチームを構成し、被害を受けたインフラ施設の復旧順位を明確にして効率的な道路啓開の調整を行いながら、復旧作業が進められた。また、被害の大きかった能登地域の6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）には内閣府及び関係省庁の連絡調整要員（リエゾン）を派遣し、被災地の状況確認や被災市町との連絡調整を行った。



第1回非常災害対策本部会議
出典：首相官邸ホームページ



岸田内閣総理大臣（当時）による非常災害現地対策本部（石川県庁内）での激励（令和6年1月14日）
出典：内閣府

(2) 救出・救助活動

地震発生後、人命救助を第一に、警察、消防、海上保安庁、自衛隊等が連携し、大規模な救出、救助活動が行われた。

警察では、発災直後から広域緊急援助隊の派遣を行うなど全国警察から部隊を派遣し、石川県警察と一体となって被災者の救出、救助活動や行方不明者の搜索等の各種警察活動を実施した。11月30日までに被災地に派遣された警察職員は延べ約13万5千人にのぼり、倒壊家屋内からの救出、救助や警察用航空機（ヘリコプター）によるホイスト救助等により、115名を救助した。

消防庁では、発災当初から約2,000名規模で緊急消防援助隊を出動させた。緊急消防援助隊と地元消防本部を合わせ、合計で延べ約7万名程度が消火、倒壊家屋からの救出、消防防災ヘリコプターによる孤立集落からの救出、病院や高齢者福祉施設からの転院搬送を実施した。その結果、435名を救助、3,500名の救急搬送を行った（令和6年1月1日の地震発生後からの累計）。

海上保安庁では、令和6年12月4日までに延べ巡視船艇等4,436隻、航空機922機、特殊救難隊18名、機動救難士810名が、救急搬送や行方不明者の搜索などを実施した。

防衛省では、道路網が寸断された半島部において、発災直後から航空機による被害情報収集や搜索救助活動等を開始しており、令和6年1月2日には統合任務部隊を編成し、最大約1万4千人態勢で対応に当たった。また、当初から自衛隊のヘリコプターなどを集中運用して人命救助を実施しつつ、洋上の艦船を拠点とした物資輸送や道路の開通作業に必要な重機や車両、資機材の輸送の実施など、陸・海・空自衛隊の能力を最大限に発揮し活動に当たり、同年4月1日現在で、約1,040名を救助（避難者の輸送等を含む。）した。



警察用航空機によるホイスト救助（輪島市）
出典：警察庁



倒壊家屋現場における夜間の活動（珠洲市）
出典：警察庁



消防隊と消防団による消火活動（輪島市）
出典：消防庁



緊急消防援助隊による高齢者の救急搬送（輪島市）
出典：消防庁



救助活動を行う自衛隊（珠洲市）
出典：防衛省



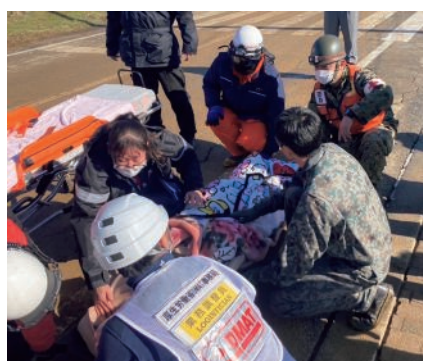
自衛隊と消防隊員による人命救助（輪島市）
出典：防衛省

（3）応急医療活動

発災後、被災地の医療機関の多くが被災した。また、建築物被害が軽微又は全半壊を免れた医療機関においても職員の出勤、患者搬送、医薬品等の搬送等に支障が生じた。このため、被災者の医療支援を行うため、医療機関や避難所等に全国から災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日赤救護班、災害支援ナース等の派遣が行われ、救命措置等の応急医療活動を実施したことに加え、自衛隊の医官や看護官等による衛生支援チームが、孤立地域を中心に巡回診療を実施した。

傷病者搬送、入院患者避難、病院支援等を行うDMA Tはこれまでに1,139チーム、避難所巡回等を通じ、避難者のこころのケアを実施するDPATは213チーム、被災市町や2次避難所等において医療支援を実施するJMATは1,096チームが派遣され、被災地で活動した。また、公益社団法人日本看護協会の災害支援ナースは延べ3,040名が避難所や被災地の医療機関に派遣された（令和7年4月1日現在）。

さらに、感染症の専門家等が避難所等の感染管理についての助言等を行うとともに、被災県以外の都道府県及び指定都市から派遣された災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）による保健所等の指揮調整機能の支援や、各地方公共団体から派遣された保健師等チームなどによる各市町で作成した住民のリストに基づく巡回訪問等の実施により避難所や在宅等で避難生活を送る被災者の健康管理等を行った。



DMA Tによる患者搬送
出典：厚生労働省

（4）生活必需物資の調達及び輸送

発災直後から、総理の指示を受け、被災地からの要請を待たずに被災者の命と生活環境に不可欠な物資を国が支援する「プッシュ型支援」を開始し、翌2日には支援物資の第1便が石川県の広域物資輸送拠点に到着した。

具体的な支援物資は、食料、飲料水、乳児用粉ミルク・液体ミルク、毛布、携帯トイレ等の緊急性

を要する物資に加えて、特に寒さ対策に必要な防寒着、暖房器具や燃料、避難所等での女性や子育て世帯の方の視点を踏まえて生理用品、お尻拭きシート、乳児用おむつのほか、被災者の健康を確保するための弾性ストッキング、避難所の環境改善に必要な段ボールベッドや、断水が長期化する中で洗濯ニーズに対応するための簡易洗濯キットや洗濯機等の物資など、被災地のニーズを踏まえた支援を実施した。また、民間の物流事業者の協力の下、広域物資輸送拠点から被災地方公共団体への輸送は、主に自衛隊や一般社団法人石川県トラック協会が対応した。さらに、各被災市町の物資輸送拠点においても、市町ごとに物流事業者が担当して避難所等への端末輸送に対応したほか、専門ボランティア団体等が仕分け作業に対応した。



広域物資輸送拠点（石川県産業展示館）
出典：内閣府



民間物流事業者の協力による
広域物資輸送拠点からの搬出作業
出典：内閣府



自衛隊ヘリによる物資空輸（輪島分屯基地）
出典：防衛省

第4節 政策対応

（1）支援制度等の適用等

①災害救助法の適用

新潟県、富山県、石川県及び福井県の計35市11町1村に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された（法適用日令和6年1月1日）。国庫負担により、各県が実施する応急的な救助（避難所の設置・運営、応急仮設住宅の供与等）が実施された。なお、令和6年9月20日から大雨についても石川県の3市3町に同法が適用された（法適用日令和6年9月21日）。

②激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、令和6年1月11日に指定政令の閣議決定を行い、激甚災害（地域を限定しない本激）に指定した。これにより、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等、合計12の措置が適用された（令和6年2月9日の閣議決定による追加指定含む。）。なお、令和6年9月20日から的大雨についても同年10月25日に指定政令の閣議決定を行った。

③特定非常災害の指定

特定非常災害の指定については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、令和6年1月11日に指定政令の閣議決定を行い、令和6年能登半島地震による災害を特定非常災害として指定するとともに、本特定非常災害に対し、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置、債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置を適用した。

④大規模災害復興法に基づく非常災害の指定

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「大規模災害復興法」という。）に基づき、令和6年1月19日に指定政令の閣議決定を行い、令和6年能登半島地震による災害を非常災害として指定した。これにより、被災した港湾（七尾港等8港湾）、空港（能登空港）、海岸（宝立正院海岸等3海岸）、農地地すべり（稲舟地区）、農地海岸（石崎海岸等7海岸）、民有林（興徳寺地区等5区域9か所）、漁港海岸（鵜飼漁港海岸）、漁港（狼煙漁港（狼煙地区））の災害復旧工事及び地すべり対策（国道249号の沿岸部）について、地方公共団体に代わって国が権限代行により実施した。

⑤生活の再建に向けた措置

令和6年1月6日に石川県は全域（19市町）に被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用を決定、その後も富山県（全域（15市町村））、新潟県（全域（30市町村））が同法の適用を順次決定した。これにより、住宅が全壊等の被害を受けるなど一定の要件に該当した場合に、当該住宅に居住していた被災世帯に対し、住宅の被害状況に応じて、基礎支援金（最大100万円）及び住宅の再建方法に応じた加算支援金（最大200万円）が支給された。なお、令和6年9月20日から的大雨についても、石川県は同年10月9日に輪島市及び珠洲市に同法の適用を決定した。

くわえて、能登地域の6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）では、他の地域と比べて特に被災状況が深刻であるとともに、高齢化率が著しく高いことのみならず、家屋を建設できる土地が極めて少ないなど、半島という地理的な制約があって、住み慣れた地を離れて避難を余儀なくされている方も多い。そのため、地域コミュニティの再生に向けて乗り越えるべき、大きくかつ複合的な課題があるという実情・特徴を踏まえ、当該地域において、住宅半壊以上の被災をした高齢者・障害者のいる世帯、資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯を対象として、石川県が最大300万円の給付を行う新たな交付金制度（地域福祉推進支援臨時特例交付金）が創設され、対象世帯に支給された。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害による死者の遺族に災害弔慰金、災害により重度障害を負った方に災害障害見舞金が支給されるとともに、要件に該当する世帯主に災害援護資金の貸付が実施された。

(2) 被災地、被災地方公共団体等への広域応援

今般の災害においては、被災者支援、被災地方公共団体支援等のため、被災地外から数多くの機関が支援に駆けつけた。

前節で述べたとおり、救出・救助等のため警察（警察災害派遣隊）、消防（緊急消防援助隊）、自衛隊、海上保安庁の各部隊が被災地に派遣され、保健・医療・福祉分野においてもDMAT、DPAT、JMAT、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、DHEAT、保健師等チーム、日本環境感染学会の災害時感染制御支援チーム（DICT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）ほか、災害支援ナース等の看護師や介護職員など医療・福祉に携わる多くの職員が被災地に派遣された。

また、公共土木施設等の被災状況調査や道路啓開のほか、緊急避難輸送、緊急物資輸送などの輸送の支援や被災建築物の応急危険度判定のため、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が派遣されたほか、農林水産省サポート・アドバイス・チーム（MAFF-SAT）など各省庁においても各分野における災害復旧や被災者支援のための専門組織が派遣された。



TEC-FORCEによる判定対象の確認（珠州市）
出典：国土交通省



TEC-FORCEによる判定ステッカーの
記入・貼付（穴水町）
出典：国土交通省



MAFF-SATによる被災ため池における
ブルーシートの設置（志賀町）
出典：農林水産省



MAFF-SATによる
農業集落排水施設の点検（能登町）
出典：農林水産省

被災地方公共団体に対する全国の地方公共団体からの広域応援も大規模に実施された。被災地方公共団体の災害マネジメント支援のため能登地域の被災6市町に6県市より総括支援チームが派遣されるとともに（6月21日まで）、石川県内14市町、富山県内3市及び新潟県内1市に対して、63都道府県市から対口支援方式（カウンターパート方式）による支援チームの派遣（避難所の運営・罹災証明書の交付等の災害対応業務を担う職員の派遣）が行われた（8月4日まで）。また、インフラ・ラ

イフラインの応急対応や復旧に関しても、水道、電気、通信等において全国からの応援派遣が行われたほか、被災地の水道が長期にわたり断水状態となったため、全国の地方公共団体等から給水車やトイレットレーラーの派遣も行われた。

なお、発災当初から多くの応援地方公共団体職員、復旧事業者、ボランティア等の支援者が被災地に入り、多岐にわたる支援を実施したが、被災地ではホテル・旅館等も大きな被害を受け、宿泊施設が不足した。このため、石川県等において、特別交付税措置や独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備支援事業等も活用し、支援者のための宿泊施設の確保・充実に努めるなど、支援者支援を実施した。

(3) 支援パッケージと財政措置、税制上の対応

政府は、令和6年1月2日、内閣総理大臣決定により、内閣官房副長官を長とし、各府省庁事務次官等を構成員とする「令和6年能登半島地震被災者生活生業再建支援チーム」を開催し、被災者の生活や生業の再建を迅速かつ円滑に支援することとした。同支援チーム等における検討の成果を基に、令和6年1月25日に「生活の再建」「生業の再建」「災害復旧等」の分野ごとに政府として緊急に対応すべき施策を「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」（令和6年能登半島地震非常災害対策本部決定。以下「支援パッケージ」という。）として取りまとめ、公表した²。

また、政府は、発災時点において残額が4,600億円を超えていた令和5年度予算の一般予備費等を活用し、変化する財政需要に対して機動的に対応した。具体的には、まず、令和6年1月9日に当面のプッシュ型の物資支援への財政的裏付けとして予備費の使用（約47億円）を決定した。そして、支援パッケージの施策の実施のため必要となる財政措置として、令和6年1月26日に1,553億円、同年3月1日に1,167億円、同年4月23日に1,389億円、同年6月28日に1,396億円の予備費の使用等を決定した。なお、能登半島地震に関する予備費使用については、このほかにも令和6年9月10日に1,088億円、同年10月11日に509億円、令和7年2月28日に1,068億円が決定され、能登地域の復旧・復興に向けた予備費の使用額は累計8,217億円となった。特に令和7年2月28日に決定された予備費では、能登の創造的復興に必要となる施策に対して柔軟かつ機動的に対応できるよう、自由度の高い交付金として「能登創造的復興支援交付金」500億円を措置した。くわえて、令和6年12月17日に成立した令和6年度補正予算では、令和6年能登半島地震及び豪雨災害の復旧・復興に向けた取組として、生活の再建1,062億円、生業の再建188億円、災害復旧等1,434億円の合計2,684億円が措置されたほか、令和7年度当初予算においても、引き続き、被災者の生活・生業の再建支援やインフラ復旧など、被災地のニーズに切れ目なく対応していくこととしている。

被災地方公共団体に対する地方財政措置としては、まず、令和6年1月9日に石川県及び県内17市町を始めとする51団体、さらに、同年2月9日に石川県及び県内7市町に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、同年3月に交付すべき特別交付税の一部（261億400万円）を繰り上げて交付することを決定した。その上で、令和6年3月22日には令和5年度特別交付税の交付決定を行い、このうち令和6年能登半島地震の災害関連経費分は402億円となった。また、応援職員等の宿泊場所を石川県が一元的に確保する場合の費用に対する新たな特別交付税措置や、上下水道の災害復旧事業及び隣接住宅地も含めてエリア一体的な液状化対策を講じる「宅地液状化防止事業」に対する地方財政措置の拡充なども実施した。また、令和6年6月25日には令和6年能登半島地震復興基金の設置のため、石川県に対し特別交付税520億円を措置した。

税制に関しては、所得税等の申告・納付等の期限の延長を講じたほか、令和6年2月21日に成立（同日公布・施行）した「令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律」（令和6年法律第1号）等に基づ

² 内閣府ホームページ「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」（参照：https://www.bousai.go.jp/pdf/240125_shien.pdf）



き、住宅・家財等の資産の損失の令和5年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税の計算における雑損控除の適用、災害減免法の特例による令和5年分の所得税の減免、事業用資産の損失の令和5年分の所得税の計算上の必要経費への算入を可能とする等の措置を実施した。

このほか、個人住民税が全額免除される水準となった被災者を含む世帯について、非課税世帯等への物価高対策支援（合計10万円/世帯。こども加算5万円/人）の対象とすることとした。

（4）被災地に寄せられた善意の支援への対応

石川県においては、被災された方々へのお見舞いとして寄せられた義援金（令和6年10月14日時点で約756億円）を公平に配分するため、石川県令和6年（2024年）能登半島地震災害義援金配分委員会を設置し、同年2月1日の第1回委員会以降、第一次から第四次までの配分計画を決定した。これにより、石川県においては、死者・行方不明者180万円、災害障害者90万円、重傷者10万円、住家全壊180万円等の義援金の配分が決定され、令和7年1月末現在、人的・住家被害について約10.8万件、約403億円が配分済みとなっており、このほか6市町の全住民に一律5万円が給付された特別給付分について約12.4万人、約62億円が配分済みとなっている³。また、新潟県、富山県、福井県においても同様に義援金配分委員会の決定に基づく義援金の配分が決定され、被災者に配分された。

（5）復旧・復興への対応

①令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部

政府は、令和6年1月31日に、能登半島地震からの復旧・復興を関係省庁の緊密な連携の下政府一体となって迅速かつ強力に進めるため、内閣総理大臣を本部長、全閣僚等を本部員とする「令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部」（以下「支援本部」という。）を設置した。具体的には、令和6年1月25日の支援パッケージの取りまとめを受け、支援本部において、①各府省の復旧・復興に向けた進捗状況の確認、②各府省の施策の整合性の確認、③予備費の執行等に係る連絡調整等を行うこととされた。支援本部は令和6年2月1日以降計12回開催され（令和7年4月1日現在）、被災地のニーズを受け止めながら、機動的・弾力的に予備費等を活用し、インフラ・ライフラインの復旧、被災者・被災事業者支援等により復旧・復興を推進している。このうち、令和6年8月26日に開催された第9回支援本部では「能登半島地震の教訓を踏まえた災害対応の強化（基本的な方向性）」が提示され、政府の災害対応体制の強化、被災者に寄り添った支援体制の強化、初動対応などにおける連携強化の方向性が打ち出され、特に司令塔機能の強化、国の応援組織の充実強化、避難所の環境整備の更なる推進、福祉対応体制の強化、専門ボランティア団体等との連携強化については法改正も視野に制度改正を検討することとされた。

②石川県の対応

一方、石川県においても、能登半島地震の被災地の創造的復興に向けた各種の取組について、政府とも連携しながら県庁内の調整を図り、推進するために、令和6年2月1日に知事を本部長とする「石川県令和6年能登半島地震復旧・復興本部」を設置し、同年6月には「石川県創造的復興プラン」を取りまとめ、公表した。同プランでは、「能登が示す、ふるさとの未来」を創造的復興のスローガンとして掲げ、県成長戦略の目標年次である令和14年度末までの9年間の計画期間として2年後の短期、5年後の中期、9年後の長期の区分により、「地域が考える地域の未来を尊重する」「あらゆる主体が連携して復興に取り組む」「若者や現役世代の声を十分に反映する」など12の基本姿勢に基づき、創造的復興リーディングプロジェクトを始めとする取組を通じて、創造的復興を成し遂げること

³ 石川県ホームページ「令和6年（2024年）能登半島地震災害義援金配分委員会について」（参照：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/gienkinbussi/r6notohantoujishingienkin.html>）



としている。特に、復興プロセスを生かした関係人口の拡大や能登サテライトキャンパス構想の推進など13の象徴的プロジェクトを「創造的復興リーディングプロジェクト」と位置付け、復興の成功事例として創出し、活力あふれる能登を蘇らせる創造的復興の象徴として県内外に発信していくこととしている。

また、石川県では、復興基金創設のために交付された特別交付税520億円に、能登半島地震被災地宝くじの収益金の半分に相当する約19.8億円を加え、総額約539.8億円の復興基金を創設した。復興基金では、市町からの要望を踏まえ28事業を基本メニューとしてメニュー化したほか、市町村配分として市町が地域特有の課題に早期かつ機動的に活用できるよう、各市町の住家被害、災害復旧事業費、避難者の受入数等に応じて配分した。

さらに、復興のためのノウハウやマンパワー不足、資金確保などの課題に対し、地域団体等に伴走し、全国からの様々な支援を効果的に結びつけるコーディネートの役割を担う中間支援組織として、石川県と能登6市町で「一般社団法人能登官民連携復興センター」を設立し、令和6年10月21日から活動を開始した。

③能登創造的復興タスクフォース会議

石川県が策定した「石川県創造的復興プラン」の方針に沿って、能登の6市町の復興まちづくりを本格化していくためには、国・県・市町の関係者が緊密な連携を図り、事業の進捗確認や現場で生じた課題の解決に取り組むことが必要であり、また、被災地である能登地方には、国土交通省の能登復興事務所を始め関係省庁及び関係機関が現地事務所等の設置や、職員の派遣等により、復旧・復興の支援体制を強化しており、こうした関係機関と石川県・6市町の連携体制を一層強化し、創造的復興を進めていくため、政府では、内閣官房の復旧・復興支援総括官（能登半島地震への対応を強化するため令和6年4月1日に新設）を座長、石川県知事を座長代理とする「能登創造的復興タスクフォース会議」を7月1日以降計7回開催している（令和7年5月現在）。同タスクフォース会議では、公費解体の推進、復興まちづくり、生業再建、インフラ復旧等の復旧・復興に関する諸課題について検討し、復興を進めている。

④復旧・復興を支援する現地の体制

国では、能登地域の復旧・復興を支援していくため、令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部や能登創造的復興タスクフォース会議に加え、関係省庁・関係機関でも現地の支援体制を充実してきた。

国土交通省では、復旧・復興を加速化し、強力に推進していくため、令和6年2月16日に北陸地方整備局の組織として「能登復興事務所」、金沢港湾・空港整備事務所内に「能登港湾空港復興推進室」を七尾市内に設置した。両事務所では復旧・復興に向けた河川事業、砂防事業、海岸事業、道路事業、港湾事業、空港事業に取り組んでいる。さらに、令和6年4月1日には国土技術政策総合研究所の組織として「能登上下水道復興支援室」を七尾市内に設置し、上下水道一体の災害対応や被災自治体への支援に取り組んでいる。

農林水産省北陸農政局では、復旧・復興に向けて、七尾市、輪島市及び穴水町の海岸施設災害復旧工事、輪島市の地すべり防止工事及び珠洲市のダム復旧工事に関し、国が権限代行などにより行う一連の調査・工事を迅速に進めるため、令和6年4月1日に「能登半島地震災害復旧現地事務所」を穴水町に設置した。

林野庁近畿中国森林管理局では、復旧対策の円滑な事業実施のため、石川森林管理署に「奥能登地区山地災害復旧対策室」を設置し、金沢市（石川県農林総合研究センター内）に事務室を開設した。

水産庁では、水産関係対策の現地対応力を強化するため、令和6年3月22日に「水産庁石川県現地事務所」を金沢市に開設した（令和6年4月12日に穴水町へ移転）。

総務省では、生活支援情報の提供（詳細はp.29コラム参照）や被災者からの相談対応などの被災者支援を強化するため、本省及び全国の行政相談センターから金沢市内の石川行政評価事務所に応援

職員を派遣した。

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が、被災した事業者の二重債務問題に対応するため、石川県や地域金融機関等と共同で「能登半島地震復興支援ファンド」を設立したことに伴い、令和6年4月1日に公益財団法人石川県産業創出支援機構内に「能登産業復興相談センター」を開設し、同日から、能登半島地震における被災事業者への復旧・復興に向けた資金繰り支援を始めとする各種相談対応を行っている。さらに、奥能登地域の被災事業者への相談体制を拡充するため、令和6年6月3日に能登空港内に「能登産業復興相談センター 奥能登サテライトオフィス」を開設し、同日より、能登半島地震からの復旧・復興に向けた資金繰り支援を始めとする各種相談対応を行っている。

独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）では、被災自治体の復興支援のため、令和6年4月16日に「能登半島地震復興支援室石川事務所」を金沢市内に設置した。

⑤令和6年9月20日からの大雨への対応

能登半島の被災地では、令和6年9月20日から的大雨により、応急仮設住宅222戸で床上浸水が発生した。こうした水害による被害についても、石川県及び被災市町による取組のほか、国も令和6年能登半島地震及び豪雨災害に係る補正予算として2,684億円を計上したほか、上記復旧・復興支援本部、タスクフォース会議等の枠組みにより支援してきた。令和6年10月6日から令和7年3月31日まで、企業・業界団体の御協力の下、被災地に温かい食事を提供できるよう、延べ約700台のキッチンカーを派遣した。



キッチンカーの派遣の様子

第5節 被災地の復旧状況

（1）インフラ被害及び復旧状況

①道路

能登半島の大動脈と言われる国道249号を始め、多くの道路に崩落、土砂崩れ、ひび割れ、段差が生じた。特に石川県においては、のと里山海道、国道249号、珠洲道路、七尾輪島線などの県管理道路で87か所が通行止めとなり、奥能登全体が孤立状態とも呼べるようなアクセスが困難な状態に陥った。多くの道路で通行止め等が発生した能登半島では、被災地に流入する車両が一部の道路に集中することにより、各地で渋滞が発生し、支援物資の運搬や復旧作業の支障となった。また、発災直後は道路の通行止めにより33地区最大3,345人が支援を受けられない孤立状態に陥ったため、孤立集落の解消が喫緊の課題となった。

このため、国土交通省では令和6年1月2日から幹線道路の緊急復旧に着手し、1月9日には緊急復旧により半島内の幹線道路の約8割が通行可となり、さらに、1月15日には約9割まで進捗した。これにより、孤立集落は1月19日に実質的に解消した。また、1月23日には権限代行により国土交

通省が石川県に代わり本格復旧を代行することを決定し、復旧作業を進め、令和7年2月現在において地震による通行止め箇所は11か所（うち3か所は緊急車両通行可）となった。

一方で、令和6年9月20日から大雨により、国道249号（沿岸部）を始め、輪島市、珠洲市等の県管理道路で48か所が通行止めとなった。奥能登地域においては大雨により再度被害が発生したものの、従来の目標通り12月には沿岸部を経由した輪島市門前町－珠洲市間の国道249号の通行が可能となった。また、県管理道路等についても、8月末に確保できていた全ての集落・漁港・浄水場等（長期避難箇所に関連するところは除く。）への通行も可能となった。令和7年2月現在において大雨による通行止め箇所は8か所（うち3か所は緊急車両通行可）となった。



隆起海岸を活用した迂回路の様子（国道249号白米千枚田付近）

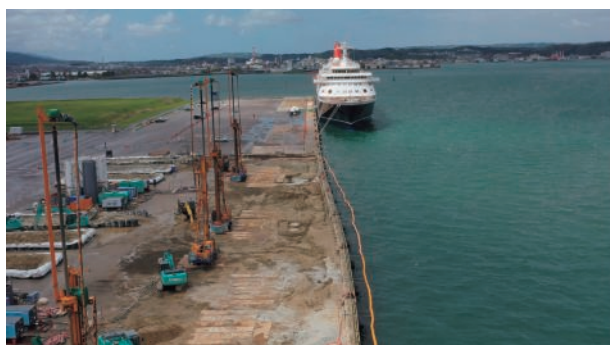
②空港

能登空港は、滑走路等に多数の亀裂及び灯火等に損傷が生じたため、発災当初は閉鎖されたが、発災翌日からは救援ヘリコプターの受入れを開始し、令和6年1月12日には、救援機の受入れ時間の拡大や滑走路の応急復旧により自衛隊固定翼機の受入れを開始した。1月27日からは能登－羽田間を1日1往復、週3日での民間航空機の運航も再開され、令和6年4月15日からは1日1往復、12月25日からは発災前と同頻度の1日2往復で運航している。また、2月1日には、大規模災害復興法の適用による権限代行により、国土交通省が石川県に代わり本格復旧を代行することを決定し、滑走路等の主要な施設について、利用を確保しながら復旧を進め、令和7年度末までの完成を目指す。

③港湾（漁港を除く）

港湾に関しては、新潟県、富山県、石川県、福井県にある29港のうち、計22港湾（七尾港、輪島港、飯田港など）で岸壁や防波堤の損傷等の被害が確認された。特に被害が大きかった能登地域の港湾においては、石川県からの要請により七尾港、輪島港、飯田港、小木港、宇出津港、穴水港の計6港について、令和6年1月2日から港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき、港湾施設の一部管理を国土交通省が実施し、各港湾で被災した施設の点検・利用可否判断や応急復旧、支援船等の岸壁の利用調整等を行った（令和6年8月1日終了）。

令和6年2月1日には、石川県、富山県、七尾市からの要請により、上記6港に伏木富山港、和倉港を加えた計8港について、「大規模災害復興法」に基づき、被災した港湾・海岸施設の本格的な復旧工事の一部を国土交通省が代行することとなり、令和6年度内に全ての港湾で本格的な復旧工事に着手した。



復旧が進む七尾港へにっぽん丸寄港

④鉄道

発災直後、被災した各県で鉄道の運転を見合わせたものの、北陸新幹線、J R北陸線は、令和6年1月2日から運転を再開した。レールのゆがみや支柱の傾斜等が生じたJ R七尾線（津幡－和倉温泉）は、1月15日から高松－羽咋間で、1月22日から羽咋－七尾間で、2月15日から七尾－和倉温泉間で運転を再開した。大規模な土砂流入や広範にわたる路盤損傷等、被害の規模が大きかった第三セクターののと鉄道七尾線（和倉温泉－穴水）においては、TEC-FORCEや独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の鉄道災害調査隊（RAIL-FORCE）を現地に派遣し、被災状況調査や事業者に対する技術的助言等の支援を行い、土砂撤去作業の早期着手や土砂搬出作業の円滑化により、2月15日には和倉温泉駅－能登中島駅間で、4月6日には全線で運転を再開した。



のと鉄道全線運行再開日の様子



鉄道災害調査隊による支援活動の様子

⑤土砂災害・河川・海岸

令和6年能登半島地震により、土砂災害が456件発生（石川県424件、新潟県18件、富山県14件）（令和7年1月現在）し、石川県では6河川（14か所）で河道閉塞等が確認された。このうち、不安定な状態で斜面や溪流に土砂・流木が堆積し、今後の降雨により二次災害が発生するおそれが高い石川県河原田川、町野川及び国道249号の沿岸部において、国土交通省による緊急的な土砂災害対策を進めていたところ、令和6年9月20日からの大雨により、石川県内で新たに土砂災害が273件発生した（令和7年2月現在）。この大雨により、石川県からの要請等を踏まえ、国土交通省においては、早急に対策を行う必要がある塚田川（輪島市）等において直轄による砂防工事に着手した。これらの応急対策については、令和7年度出水期までに完了予定としている。また、令和6年12月に公表したスケジュールなどにに基づき恒久対策を実施している。

また、令和6年能登半島地震により、国管理河川では4河川、県管理河川では113河川で施設の損傷等が確認されていた（令和7年1月現在）が、令和6年9月からの大雨により、県管理河川の28河川において氾濫による浸水被害が発生し、石川県においては県管理河川の38河川で施設の損傷

等が確認されている（令和6年10月現在）。この豪雨により、新たに河川の埋塞や施設損壊、土砂・洪水氾濫等による被害が生じたため、国土交通省においては、県管理河川のうち早急に対策を行う必要がある塚田川（輪島市）、珠洲大谷川（珠洲市）等の5河川において新たに権限代行による応急復旧工事に着手した。これらの応急対策については、令和7年度出水期までに工事完了予定。完了した箇所から本復旧・改良工事に着手し、奥能登地区緊急治水対策プロジェクト（令和7年3月公表）に基づき、令和8年度末までに被災護岸等の本復旧、令和10年度末までに河道拡幅等の改良工事の完了を目指すこととしている。

また、令和6年能登半島地震により、海岸については、石川県の12海岸において堤防護岸損壊等の施設の被災を確認した。宝立正院海岸では、権限代行により国土交通省が復旧工事を実施することとし、地域の復興まちづくり計画と整合を図りながら本復旧を進めることとしている。



権限代行による地すべり防止工事の様子（石川県輪島市）

⑥文教・保育施設

新潟県、富山県、石川県を中心に国立学校32校、公立学校890校、私立学校102校、社会教育・体育・文化施設等768件の物的被害があり、一部の学校施設では地盤や基礎の被害が確認されている（令和6年5月30日現在）。特に被害の大きかった石川県内では冬休み明けの令和6年1月9日には公立学校86校が休校し（令和6年2月6日までに短縮授業やオンライン学習等を活用しつつ、全ての学校で一定の教育活動が再開）、輪島市や珠洲市、能登町の中学校では金沢市・白山市の施設へ集団避難が実施された（令和6年1月17日から3月22日まで）。また、多くの学校が避難所として使用されることとなった。

その後、学習の場の確保のための応急措置や仮設校舎の整備などが進められ、特に被害の大きかった奥能登地域の1市2町8校においては2学期（令和6年9月）から仮設校舎を活用した授業が始まっている。また、施設の補修復旧を行う校舎については、本格復旧の設計が順次完了し、工事が行われており、国は公立諸学校建物其他災害復旧費負担金等による支援を実施している。

また、保育所を含む児童福祉施設等においては、新潟県、富山県、石川県を中心に394件の物的被害が確認されている（令和6年5月14日現在）。石川県内の特に被害の大きい2園の保育所については、小学校を間借りして臨時開園していたが、令和7年4月時点で2園とも元の園舎での保育を再開している。奥能登2市2町において、地理的に通える範囲内でいずれかの保育所等で利用ができていた状況であり、被災後に勤務する保育士数が減少したものの、保育士不足に備えた対応として能登半島地域で勤務する保育士等の全国募集、全国の公立施設の保育士等の応援派遣の仕組みの構築などにより、利用児童数に対応した保育士数は確保できている。こども家庭庁においては、二次避難しているこどもが地元に戻ってきたときに、安心して保育を受けられる体制整備を引き続き進めるとともに、こどもの遊びの機会提供や学習のためのスペース設置など、災害時のこどもの居場所づくりに関する取組を引き続き支援していくこととしている。

⑦文化財

輪島市門前町にある総持寺祖院で、国の登録有形文化財である17の歴史的建造物全てが被害を受けるなど、新潟県、富山県、石川県を中心に文化財429件（国宝・重要文化財（建造物）58件、重要文化財（美術工芸品）6件、登録有形文化財（建造物）184件など）が被害を受けた（令和6年11月8日時点）。また、重要無形文化財「輪島塗」を始めとする無形文化財についても、多くの関係者が被災した。

被災した有形文化財については、建造物の応急措置等を行う文化財ドクター派遣事業、美術工芸品等の破棄・散逸防止を行う文化財レスキュー事業を実施した。国の登録有形文化財については、文化庁と独立行政法人国立文化財機構が連携して専門職員等を派遣し、災害復旧事業については国庫補助率の引き上げを行った。また、無形文化財の関係でも、石川県立輪島漆芸技術研修所等への国による支援を実施し、同研修所については令和6年10月7日から授業等が再開されている。

⑧病院・社会福祉施設

医療施設（診療所を含む。以下同じ。）については、令和6年7月30日現在で石川県内の19施設など最大計26施設で被災が確認され、2病院において倒壊の危険のある建物があることが確認された（建物内の患者は搬送済み）。3施設で停電が、23施設で断水が発生していたが、同年7月30日現在において、石川県内全ての病院の断水は復旧した。被災地における医療体制確保の中心となる能登北部公立4病院においては、発災直後からDMA T等による診療・広域避難支援や看護師の応援派遣により、必要な医療支援が行われた。厚生労働省では、被災した医療施設の再開に向けて、医療施設等災害復旧費補助金における交付対象施設の基準額の上限撤廃や公的医療機関施設の補助率の引き上げ等を行っている。

社会福祉施設については、高齢者関係施設で、石川県内の191施設など最大計307施設で被災が確認され、30施設で停電が、161施設で断水が発生した。また、令和7年4月現在、能登地域6市町（珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町）の休止していた高齢者関係施設28施設のうち16施設が再開している。また、障害者関係施設においても、石川県内の41施設など最大計48施設で被災が確認され、6施設で停電が、30施設で断水が発生した。令和7年4月1日現在、能登地域6市町（珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町）の休止していた障害者関係施設46施設のうち38施設が再開している。厚生労働省では、被災した社会福祉施設の再開に向けて、社会福祉施設等災害復旧費補助金の補助率の引き上げや、福祉・介護人材の確保として災害の影響により休業・縮小した障害福祉施設・事業所等の再開に伴うかかり増し経費の支援等を行っている。

（2）ライフライン被害及び復旧状況

①電気・ガス

北陸電力送配電株式会社管内において、電柱の倒壊や断線等により、令和6年1月1日に最大約4万戸が停電した。北陸電力送配電株式会社では、停電の続く避難所等における早期の停電解消に努め、同年3月15日に、安全確保等の観点から電気の利用ができない家屋等（北陸電力送配電株式会社が保安上の措置を実施）を除き復旧した。

被災地域において、主に石川県金沢市などの都市部に普及していた都市ガスについては、発災当初の段階で液状化の影響による導管被害等により一部で一時的に供給を停止したものの、令和6年1月4日には、ガス製造事業や一般ガス導管事業の被害・供給支障については解消した。ガス小売事業（旧簡易ガス）については、住宅崩壊等により復旧困難な場所を除き、同年1月10日までに供給再開している。被害の大きかった奥能登地域で多く利用されているLPガスについては、供給基地や充填所等の設備支障があったものの、別の場所からの代替配送や、各家庭の軒下を含む被災地内の在庫のボンベの活用等により、供給面での支障が生じることはなかった。

②上下水道

本地震では、耐震化されていない水道管で損傷が生じただけでなく、耐震管でも継ぎ手部分が抜けるなどの破断が生じた。さらに、浄水場等の基幹施設が被害を受け、石川県を始めとして新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県の6県29市7町1村にある最大約136,440戸で配水管破損、管路破損等の被害により断水が生じた。水道施設の復旧に関しては、施設被害の甚大さとアクセスや宿泊拠点が制限される能登地域での支援の難しさから復旧作業は難航したものの、被害状況の調査や復旧計画の立案を行う水道事業体の技術職員が順次現地に派遣され、復旧作業が進められ、令和6年5月31日をもって輪島市、珠洲市の建物倒壊地域等の631戸を除き、水道本管は復旧した。

しかし、令和6年9月の大雨により輪島市、珠洲市、能登町において新たに最大5,216戸で断水が発生した。この大雨により被災した上下水道施設についても早期の復旧作業を図り、建物倒壊地域等を除く全ての地区で令和6年末に断水が解消された。

また、下水道に関しても、1月5日から全国の地方公共団体の下水道職員や民間事業者（公益社団法人日本下水道管路管理業協会等）が下水道管路の復旧支援を実施したほか、1月7日からは地方共同法人日本下水道事業団により、稼働停止の下水処理場等の緊急点検等を実施した。特に被害の大きかった能登地域6市町（珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町）においても、令和6年3月5日で下水処理場等の稼働停止は解消し、令和6年4月25日で下水道本管の流下機能は珠洲市の建物倒壊地域等を除き、確保されている。

現在も上下水道一体となって早期復旧に向けた支援が実施されているほか、集落排水施設、浄化槽と連動した復旧作業が進められている。

③通信

停電や光ファイバの断絶により、携帯電話の基地局の稼働停止が発生し、令和6年1月3日には、石川県及び新潟県において、携帯電話事業者4社の合計で839基地局が停波した。特に石川県においては、発災直後8市町において支障エリアが発生し、被害の大きかった6市町の通信可能なエリアは、支障ピーク時において被災前の約30%まで減少した。携帯電話事業者各社は、移動基地局等（車載型基地局、可搬型衛星アンテナ、有線給電ドローン、船上基地局）を活用して応急復旧を進め、立入困難地点を除き令和6年1月15日、17日までに応急復旧をおおむね終えたほか、商用電源の復旧、光ファイバの張替、基地局の修理等により、本格復旧を進めた。固定通信についても令和6年2月6日に石川県輪島市の一部を除きサービスが復旧した。また、通信に支障が生じた地域において、総務省と携帯電話事業者、固定通信事業者の連携により、衛星通信機器を避難所に提供するなど、通信を確保する取組を実施した。なお、通信事業者各社は令和6年9月の大雨により生じた被害を含め、道路啓開の状況も踏まえながら、引き続き通信サービスの本格復旧を進めている（令和7年3月現在）。

④放送

放送インフラに関しては、地上波テレビ・ラジオが発災当初、商用電源の供給停止によって稼働していた予備電源の燃料枯渇等により一部エリアで停波となったため、被災者が信頼できる情報を入手できるよう、中継局への自衛隊等との連携等による燃料補給、衛星放送を活用したNHK金沢放送局の番組の放送、避難所等へのテレビ・アンテナの設置等が行われ、その後の商用電源の復旧もあり、令和6年1月24日には全域で停波が解消した。また、被災地域はケーブルテレビの依存度が高く（能登町96.4%、珠洲市70.1%等）、3月末までに主センター施設等の応急復旧が完了しており、引き続きケーブルの断線等により不通となった伝送路の本格復旧が進められている。

（3）生業（なりわい）の復興に向けて

①中小・小規模事業者の支援

石川県を中心とする北陸地方等において製造業、中小企業の建物や設備の損傷等の被害が多数発生した。石川県においては、県内の中小企業の被害額について、商工会議所及び商工会等へのヒアリン

グ等から石川県全体で約3,200億円と推計しており、その多くは地域に根差す、個人事業主や小規模事業者となっている。また、令和6年11月5日時点で、被災地域外のサプライチェーンにも影響を及ぼし得る業種については、約9割が生産を再開又は再開の目処が立っている状況である一方、工芸品については約4割の企業において生産再開の目処が立っていない状況となっている。特に、地震の揺れや輪島朝市通りの火災で店舗や工房の多くが倒壊・焼失し、輪島塗を始めとする被災地の重要な地場産業である伝統産業も甚大な被害を受けた。

被災事業者の再建支援のため、政府は令和6年1月11日に本災害を激甚災害（地域を限定しない本激）に指定し、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例を適用した上で、同年1月25日には生業再建のための措置を含む支援パッケージを取りまとめた。中小・小規模事業者支援として、中小企業等の施設・設備の復旧・整備を補助する「中小企業特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）」や、小規模事業者の事業再建の取組を支援する「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」、被災した商店街等のアーケード・街路灯等の撤去・改修などの支援、そのほか日本政策金融公庫等による金融支援等を行っている。また、コロナ融資等の既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる等のいわゆる二重債務問題に対応するため、「能登半島地震復興支援ファンド」を設立したほか、被災事業者の復旧・復興に向けた資金繰り支援を始めとする各種相談体制を構築し、上記ファンドでの債権買取支援等につなげるために「能登産業復興相談センター」を開設した。加えて、コロナ禍での民間金融機関による実質無利子・無担保融資（民間ゼロゼロ融資）等の返済条件変更時の追加保証料をゼロとする支援も行っている。さらに、伝統産業の復興については、輪島塗仮設工房の設置や、事業再開に必要な道具・原材料の確保等にかかる費用を最大1,000万円補助する等の支援を行っている。

②農林水産業の支援 (農業関係)

農業関係においては、農地や農道、用排水路、ため池等の農業用施設の損壊に加え、畜舎や共同利用施設等が損壊したほか、農業・畜産用機械の被害が多数発生した。また、令和6年9月の収穫期の大雨により約400haの農地で土砂・流木が堆積するなど、石川県他14県において農地6,073か所、農業用施設11,845か所（令和7年3月31日現在）で被害が確認された。特に、世界農業遺産に登録された「能登の里山里海」のシンボルでもある白米千枚田（棚田）で大きな被害が生じたことが、被災地の主要産業でもある一次産業の象徴的な被害となっている。

農林水産省は、令和6年能登半島地震による被害に加え、令和6年9月の大雨被害に対しても同様の支援を措置し、機械・ハウス・畜舎等の再建・修繕への補助等を実施するとともに、MAFF-FSATを延べ11,000名以上派遣し、技術的な助言・指導など、早期復旧に向けた支援を行い、奥能登地域における水田の営農再開面積は令和5年水稻作付面積の約8割となった。

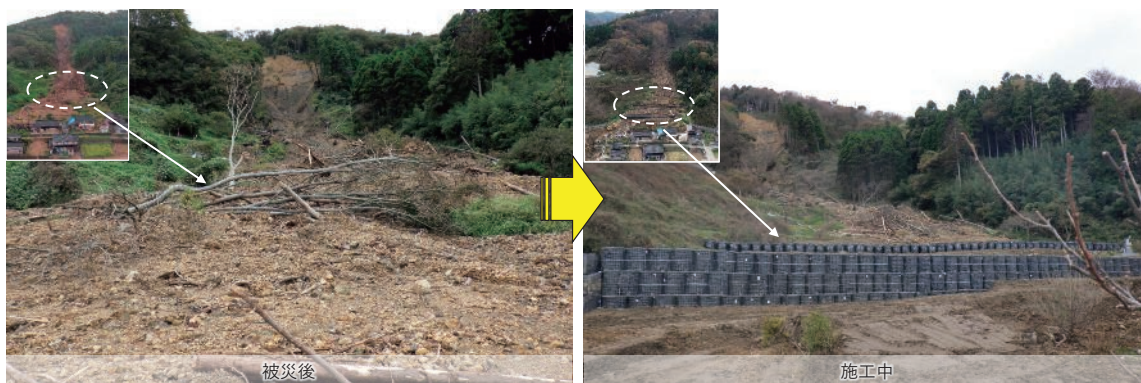
被災した国営造成施設（4地区）については、国直轄による復旧に取り組むとともに、甚大な被害を受けた七尾市、輪島市及び穴水町の農地海岸は国による直轄代行工事により大型土のう設置等の応急工事が完了し、本格復旧工事に着手した。また、農地地すべり（1地区）は国による直轄代行工事により、地すべりの兆候を確認しつつ復旧工事を進めている。

(林野関係)

林野関係においては、令和6年能登半島地震による被害に加え、令和6年9月の大雨により、石川県他8県において林地荒廃300か所、治山施設93か所、林道施設等3,068か所、木材加工流通施設・特用林産施設等145か所（令和7年3月31日時点）で被害が確認された。特に甚大な被害となった輪島市及び珠洲市の民有林に生じた大規模な山腹崩壊箇所等については、国直轄による災害復旧等事業を実施している。令和6年9月には災害復旧等事業に引き続き、両市の民有林6区域において民有林直轄治山事業に着手した。このような中、令和6年9月20日からの大雨により山腹崩壊等の被害が発生したことから、林野庁では、地震被害の際に取得した航空レーザ測量データも活用しな

がら、石川県や関係市町に対して、被害把握や復旧計画の策定に向けた技術支援を行った。

また、被災した木材加工流通施設等の整備や毀損した施設の撤去等復旧・整備への補助、「緑の雇用」制度を活用した雇用維持への支援等が行われ、本格復旧に向けて継続的な支援が行われている。



災害復旧等事業にて施工中の山林（石川県珠洲市大谷町）

（水産業関係）

水産業関係においては、津波や地盤の隆起等により、漁船の転覆、沈没、座礁や漁港施設の損壊、共同利用施設の損傷等多くの被害が発生し、石川県他2県で73漁港に被害が生じ、石川県では69漁港のうち60漁港が被災した。特に、能登半島外浦地域の輪島市、珠洲市を中心に多くの漁港で地盤の隆起等により出漁できない状態であった。その後、災害復旧事業等による早期復旧作業が進み、石川県の北部6市町（珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町）においては、漁獲金額で対前年比7割（漁獲量で6割）まで回復した（令和6年12月現在）。

水産庁では、特に地盤隆起等による被害が大きい漁港（約20漁港）については、短期的な生業再開のための仮復旧と、中長期的な機能向上のための本復旧（泊地の浚渫や隣接地への冲出し等）の2つのフェーズに分けた復旧が必要であったこともあり、有識者による技術検討会を設置し、被災パターンに応じた復旧方法・手順等について令和6年7月に取りまとめ石川県に提供したほか、石川県、珠洲市からの要請により、狼煙漁港、鵜飼漁港海岸の復旧について、国による直轄代行工事を実施するなどの支援を行っている。

③観光復興等への支援

令和6年能登半島地震に加え、令和6年9月の大雨により、地域の主要産業の一つである観光産業も大きな被害を受けた。能登地域の代表的な観光地である輪島朝市では火災により約240棟、約49,000m²が焼失し大きな被害を受けたが、東京や大阪等の各地域で「出張輪島朝市」を開催している。また、有数の温泉街である和倉温泉（七尾市）では20余りの旅館・ホテルが被害を受けたが、一部の施設では早くから支援者を受け入れ、一般客の受入れを再開している施設もある（令和7年3月時点）。

観光産業の復興支援のため、生業（なりわい）再建支援等の中小・小規模事業者支援策や、雇用調整助成金の特例等による被災事業者の従業員の雇用維持に加え、観光庁等においては観光需要・経済活動の回復や風評被害の払拭等を図るため、被災地を始めとして北陸地域に関する正確な情報の発信、被災地の観光復興・北陸地域全体の誘客に資するプロモーションを重点的に行ってきた。旅行需要喚起策として、旅行・宿泊料金の割引支援を行う「北陸応援割」（補助率50%、最大2万円/泊）を、令和6年3月から4月に石川県、富山県、福井県、新潟県で、その後も石川県では同年5月から7月、同年9月から11月に、新潟県では同年6月から7月に実施した。また、同年3月から9月まで、公益社団法人日本観光振興協会が民間事業者等と連携し、「行こうよ！北陸」キャンペーンを実施し、福井県、石川県、富山県、新潟県を目的地とした各種旅行商品、各種キャンペーンやイベント

情報等について発信するなど、地域の観光復興に向けた取組を行った。さらに、令和7年1月には「能登半島地震からの復興に向けた観光再生支援事業」において地方公共団体、関係団体や個別事業者が一体となった復旧・復興計画の作成、復旧後の誘客促進を図るためのコンテンツ造成等の取組を公募し、3月に採択した。今後、専門家の派遣などによる支援を行う。

第6節 被災者支援

(1) 避難生活・応急仮設

被災地では発災直後より多くの被災者が長期にわたる避難生活を送ることとなり、発災直後（令和6年1月2日5時現在）は、1道1府9県の約1,300か所の避難所が開設され、避難者数は5万人を超えた。翌3日6時現在では、新潟県、富山県、石川県の3県で約480か所の避難所が開設され、約3万人が避難していた。避難者数は被災地のライフライン復旧や仮設住宅建設が進むにつれて減少し、被害の大きかった石川県でも令和7年3月末にて全ての避難所が閉鎖している。

能登地域の被災地では、道路の寸断により多くの孤立集落が発生したほか、上下水道や電気等のライフラインの被害により日常生活を送ることが困難となり、石川県において被災者を環境が整った県内外のホテル・旅館等に避難（2次避難）させた。令和6年2月16日現在で最大5,275人が避難し、同年12月24日現在では全ての2次避難所において避難者数が0となった（累計11,817人）。また、いしかわ総合スポーツセンター（金沢市内）等に一時的な避難所（1.5次避難所）が開設され、高齢者等の要配慮者を中心に最大で367人（令和6年1月21日時点）の避難者を受け入れた。1.5次避難所は令和6年9月30日18時で閉鎖した（累計1,501人）。

石川県においては、支援を必要とする被災者の把握及び孤立防止のため、民間支援団体と連携の上、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して個別訪問等を実施し、早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等を行う被災高齢者等把握事業を令和6年2月から6月まで実施した。また、被災者見守り・相談支援等事業において、被災者が応急仮設住宅に入居するなど、異なる環境の中にあっても、安心して日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行った上で、必要に応じて専門の相談機関へつなぐなどの支援を実施した。

【コラム】

災害を乗り越えるためには（珠洲市健康増進センター）

令和6年能登半島地震の災害支援において、珠洲市保健医療福祉調整本部長を務めた珠洲市健康増進センター所長 三上 豊子（さんじょう とよこ）さん。発災後、炊き出し、入浴支援、生活全般の調整を一手に担う。また、被災高齢者等把握事業の陣頭指揮を執り、4月からは復旧・復興本部被災者支援部会長も兼務。珠洲市において被災者支援の中核を担い、ここまで御尽力されてきた三上さんからメッセージをいただいた。

震災で改めて珠洲が好きだなと思った。

震災時に活きるのは地域力だと思う。珠洲市では家の倒壊に比べて人的被害が少なかった。どこに誰がいるか、地域の人たちが把握されていて、コミュニティがしっかりしていたことが大きい。改めて平時から顔の見える関係性が重要だと感じ、今も地域で乗り越えようとしている姿に元気をもらっている。

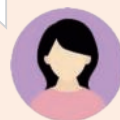
また、令和5年奥能登地震で御支援くださった外部支援団体の皆さんが、すぐに駆けつけてくれた。皆さん、土地勘があり、孤立しそうな高齢者などをすでに把握されていたので、それぞれの団体がすぐに現場へ行ってきて、私の目となり耳となって、現場からたくさんの課題を持ち帰ってくださった。私はそれを一つずつ、解決することに専念でき、官民連携することでスピード感をもって対応できると実感した。

珠洲を離れてしまった方も残った方も、それぞれ珠洲に対する思い、復興させたいという強い思いがある限り、私は寄り添いたいと思う。

どれだけ震災で傷ついても珠洲にいとほとする。安心できる。私はこれをそのまま守っていきたい。その一助になればと考えて、日々業務にあたっている。皆さんには、能登半島は少子高齢化が進む最前線の地域ではあるけど、ここで生きている人がいる、一生懸命もがいている人がたくさんいることを知って欲しい。

最後に、備蓄は3日分ではなく、1週間分が必要です。自身の備えも強化してください。

珠洲市健康増進センター
前所長 三上 豊子さん



被災地では16万棟を超える住家が被害を受け、被災者の住まいの確保が喫緊の課題となった。特に甚大な被害を受けた奥能登地域では、応急仮設住宅の建設に適した平地が限られることに加え、建設工事従事者のための宿泊拠点が少なく、また、水道等のライフライン復旧にも時間を要する中、住まいの確保に向けた取組が進められた。

住宅再建の前提となる被害認定調査や罹災証明書発行のため、内閣府では、令和6年1月13日に罹災証明書の申請や被害認定調査の実施に関する留意事項（外観調査の簡素化、写真等を活用した判定、空中写真等を活用した一括全壊判定による迅速化など）を示し、調査や交付の迅速化に関する周知を図るとともに、その後も迅速かつ適切に被害認定調査及び罹災証明書の交付が行われるよう、新潟県、富山県及び石川県内の関係市町村に対し助言した⁴。このほか、1.5次避難所等においても罹災

⁴ 内閣府ホームページ「令和6年能登半島地震に係る罹災証明書の迅速な交付に向けた留意事項等について」（令和6年1月13日事務連絡）
（参照： https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/tsuuchi_r60113_seirei.pdf）



証明書の交付手続きができるよう窓口が設けられたほか、マイナンバーカードを利用してマイナポータルから罹災証明書の発行を申請できるなどオンライン申請の取組が各地方公共団体で進められている⁵。

被災した方々に対する応急的な住まいに関する支援としては、「応急仮設住宅（建設型）」の他に、民間賃貸住宅を借上げて供与する「賃貸型応急住宅」、「公営住宅等の提供」等があり、石川県が県内外の地方公共団体や国と連絡調整を行い、地域の実情、提供までに要する時間等を総合的に勘案しながら、順次、応急仮設住宅等を提供してきた。応急仮設住宅（建設型）は、令和6年1月12日に輪島市と珠洲市で、同月15日からは能登町と穴水町で着工した。同年12月23日に応急仮設住宅（建設型）は必要戸数6,882戸の全てが完成した。今回の災害では、ムービングハウス、トレーラーハウスなどの移動型車両等が積極的に活用されている。また、石川県は従来型のプレハブ建設を進めるとともに、救助期間の終了後も市町の公有住宅として恒久的に使用することができる木造仮設住宅の建設を進め、里山里海景観に配慮した長屋型の木造仮設住宅（まちづくり型）や地元集落を離れた方がふるさとに回帰することを目的とした戸建風の木造仮設住宅（ふるさと回帰型）を積極的に建設した。

石川県は民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅（みなし仮設）の提供を進めており、令和7年3月31日時点の入居戸数は3,073戸（ピーク時は3,792戸、令和6年8月1日現在）となっている。また、石川県の近隣県である新潟県、富山県及び福井県においても賃貸型応急住宅が提供された。

国土交通省は、令和6年12月16日時点で、即入居可能な公営住宅等を全都道府県において約9,400戸確保し、入居済み戸数は約1,110戸となっている（最大1,110戸、12月16日現在）。また、高齢者が安心して暮らせるよう各種相談等に対応する「生活支援アドバイザー」を配置したUR賃貸住宅を全国で300戸確保した。また、財務省は、同年11月5日時点で、北陸4県の即入居可能な国家公務員宿舎等の情報として、新潟県107戸、富山県188戸、石川県139戸及び福井県101戸を提供しており、石川県の要請を受け、石川県の国家公務員宿舎104戸の使用を許可した。

また、令和6年9月の大雨により、輪島市内の5団地（199戸）、珠洲市内の1団地（19戸）の仮設住宅において床上浸水したことから、これら6団地において復旧工事を行い、令和6年12月26日に全ての復旧工事が完了した。さらに、この大雨に伴う応急仮設住宅の新規建設について、令和7年3月28日に必要戸数286戸全てが完成した（図表6-1）。

5 デジタル庁ホームページ「【令和6年能登半島地震】罹災証明書（り災証明書）のオンライン申請について」（参照：<https://www.digital.go.jp/2024-noto-peninsula-earthquake>）



図表6-1

建設型応急住宅の類型別一覧

	建設戸数（地震）	建設戸数（大雨）
プレハブ	4,636	—
木造 （まちづくり型）	1,546	286
木造 （ふるさと回帰型）	33	—
トレーラーハウス・ ムービングハウス等	667	—
合計	6,882	286



木造による仮設団地



プレハブ型の応急仮設住宅



トレーラーハウス型の応急仮設住宅



ムービングハウス型の応急仮設住宅

出典：内閣府資料

【コラム】

被災者に生活支援情報を届けるためのガイドブック

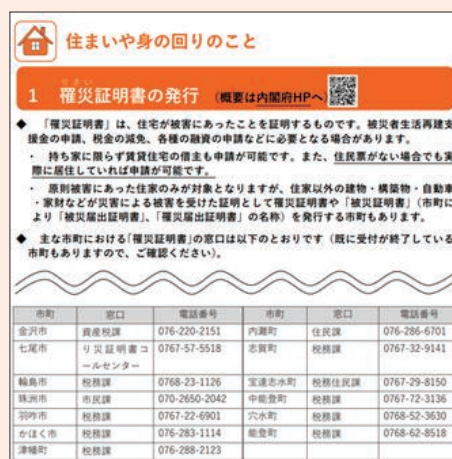
従来、地震や豪雨等による災害が発生した被災地では、国や地方公共団体などが被災者支援の取組を行っていても、各々がそれぞれ情報を発信しており、被災者に必要な情報が届きにくいという課題があった。そこで、総務省行政評価局では、被災者向けの生活支援情報を一冊に取りまとめたガイドブックを作成し、被災者の方々に配布する活動を行っている。

ガイドブックには、罹災証明書の発行や住宅の応急修理制度、生活福祉資金の貸付など、発災後に寄せられるお困りごとに関連する国や地方公共団体などの行う支援の内容と問合せ先を掲載しており、令和6年能登半島地震では、発災直後の1月10日に石川行政評価事務所のホームページに公表するとともに、紙媒体を避難所や自治体、郵便局や社会福祉協議会などに届け、令和7年3月末までに約8.4万ダウンロード、約2.1万部を配布している。

ガイドブックの取組は、令和6年能登半島地震の対応の振り返りや課題・教訓の整理を行った「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」の報告書において、

- 全省庁の支援制度を網羅的に一つにまとめたガイドブックは被災者にとって有用であり、また紙媒体は被災地で活用しやすいという評価があった。
- 今後、被災者に対して各種支援情報をより迅速かつ正確に提供できるよう、平時から国と自治体が連携し、被災者支援制度についてのガイドブックの掲載内容をあらかじめ標準化しておくべきである。また、同ガイドブックを、国・自治体共通の被災者への情報発信ツールの基盤と位置づけ、相互に活用することを検討すべきであるとされた。

総務省では、当該報告書を踏まえ、平時から自治体と連携を強化し、ガイドブックを自治体にも活用してもらうなど、国・自治体共通の情報発信ツールにするなどの取組を進めていく。



令和6年能登半島地震による被災者への皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）抜粋

出典：総務省石川行政評価事務所ホームページ

（参照：https://www.soumu.go.jp/main_content/000921862.pdf）



(2) ボランティアの取組

発災以降、避難所運営や重機によるがれき撤去などの被災者支援を専門とする400を超える専門性を持ったNPO等が被災地に入り、活動を行っている。また、令和6年1月2日からNPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）が石川県庁に入り、専門性を持ったNPO等、行政、社会福祉協議会等との情報共有会議を通じた情報共有、活動調整を行っている。

また、被災地の社会福祉協議会が主体となって、各市町に災害ボランティアセンターが設置されたことにより、ボランティア希望者の受付、刻々と変化する被災者のニーズとボランティアを結び付けるマッチング等が実施され、被災した住宅の片付けや災害ごみの分別・運搬等の活動が行われている。

今般の災害では、発災当初は被災地へのアクセス道路が限られることによる渋滞の発生や、被災地内での宿泊場所の不足等から、一般ボランティアが直接被災地入りすることを控えていただきたい旨の呼び掛けが石川県等からなされた。その後、石川県は国や関係機関と連携しつつ、県の特設サイトにおいてボランティア活動希望者の登録を受け付け、被災者の要望（ニーズ）と個人ボランティアの調整（マッチング）を行うほか、被災地内における宿泊拠点の確保を進めるなど、ボランティア等支援者の活動環境の整備に取り組んだ。また、道路状況の改善や各市町における一般ボランティアの受入れ体制が整ったこと等もあり、その後はボランティアの受入れが進んだ。令和7年3月17日までのボランティアの活動人数は石川県約17万人、富山県約5千人、新潟県約2千人と延べ約18万人となった（全国社会福祉協議会調べ）。

(3) 災害廃棄物の処理等

今回の地震及び令和6年9月の大雨による被災家屋からの片付けごみ、全壊・半壊建物の解体に伴う災害廃棄物の発生量は、本年1月に石川県が「公費解体加速化プラン」を改定、解体棟数の見直しが行われており、災害廃棄物発生量の推計は約410万トンとされている。

被災地の復旧・復興のためには損壊家屋の早期解体を進める必要があり、申請に基づき市町が所有者に代わって解体・撤去する公費解体が進められている。特に被害の大きい石川県内の6市町等では公費解体の申請受付・契約事務の加速化のために、災害廃棄物処理の知見・経験を有する環境省職員や地方公共団体職員によるマネジメント支援とともに、応援地方公共団体職員派遣により、申請受付等の支援を行ってきた。被災自治体の災害廃棄物処理を支援する「災害等廃棄物処理事業費補助金」について、令和6年能登半島地震が特定非常災害に指定されたことを受け、損壊家屋等の公費解体・撤去において全壊家屋に加えて半壊家屋を支援の対象とするとともに、本補助金の国庫補助率1/2及び地方負担額に対して95%の特別交付税措置を講ずるほか、被災自治体の財政力に鑑みて災害廃棄物処理の財政負担が特に過大となる場合に、県が設置する基金を活用して地方負担額を軽減することにより、円滑・迅速な災害廃棄物処理を推進している。

石川県の被災市町においては、令和6年9月の大雨や令和7年の大雪の影響に伴い一時解体作業に遅れが生じたものの、本年3月末現在での公費解体の進捗状況は、解体見込棟数39,235棟に対し、申請棟数は38,825棟、解体完了棟数は22,485棟となっている。解体事業者の解体工事体制の充実・強化として600班規模体制から1,200班規模体制に増強し、大量に発生する解体ごみの鉄道輸送や海上輸送などにより広域処理の拡充を図るなど、石川県災害廃棄物処理実行計画の目標年次である令和7年10月の原則解体工事完了を目指し、公費解体の推進を図っている。

(4) 復興まちづくり

石川県では令和6年能登半島地震からの創造的復興に向けた道筋を示すため、「石川県創造的復興プラン」を令和6年6月に策定した。国土交通省では、本計画を受けて被災市町における復興まちづくりを支援するため、被害状況の把握や住民アンケート等直轄調査を令和6年3月から順次実施することにより復興まちづくり計画の策定を支援するとともに、令和6年4月からは国土交通省職員による地区担当の配置、URによる技術的支援、関係省庁連携による横断的支援等を実施してきた。

また、令和6年8月以降、先行的な復興プロジェクトとして「仮設店舗の立地」や「輪島朝市カムバックイベント」等が実施され、令和6年9月にURは奥能登地域で更なる支援強化のための拠点として、輪島市役所内に「UR 奥能登・輪島ベース」を設置した。

令和6年度末までに奥能登地域の全市町において「復興まちづくり計画」が策定され、今後、本計画に基づき、事業の具体的検討が進められることとなるため、引き続き、復興まちづくりを支援していく。



輪島朝市カムバックイベント（朝市エリア）の様子
出典：国土交通省

【コラム】 輪島朝市の復興に向けて

令和6年能登半島地震により、本町商店街朝市通りで火災が発生。毎年1月4日に初売りを行っていたが、地震と火災のせいで今後の見通しが全く立たない状況となった。組合員の多くが金沢市に避難していた中で、輪島朝市の開催の想いは強く、「金沢で朝市を開催できないか」という声があがった。昔から輪島港とつながりのあった金沢市の金石港で、多くの方々から御支援いただき、令和6年3月23日に最初の「出張輪島朝市」を開催し、約30店舗が出店、一日だけで約13,000人の方々に来ていただいた。また、輪島市内では令和6年7月10日から市内のショッピングモールで出張輪島朝市を開催し、現在も水曜日定休日以外は約40店舗が出店している。



出張輪島朝市（富永様よりご提供）

「出張輪島朝市」はこれまでに（令和6年12月末現在）全国約90か所で開催させていただいた。毎回約10～20店舗が参加している。嬉しいことにオファーはその倍以上もあった。また、今回の出張輪島朝市の開催を通して、輪島市と関係がある方や昔からの顧客の方など、人とのつながりを感じた。何度も足を運んでくれる方もいて大変感謝している。

1,200年近く歴史ある輪島朝市を絶やさないという気持ちが強かった。「出張輪島朝市」という名前も元の場所で再開できた時に「輪島朝市」としたいので、各地で開催する朝市は「出張」として冠している。今後も出張朝市はオファーある限り続けていきたい。

復興まではどうしても時間がかかる。ただし、今まで輪島朝市は露店スタイルでしかやったことがなかったが、今回各地で出張朝市を開催させていただき、我々にも出張スタイルのノウハウができてきた。輪島朝市は日本三大朝市として、1970～80年代は200万人いた観光客が、いまは20万人まで減ってきている。今回のピンチをチャンスにして観光客を増やしていきたい。また、輪島市役所からも、市民の憩いの場になってもらいたいとの話もいただいている。復興に当たっては、今までにできた人脈や、出張輪島朝市のノウハウなどを生かして、今後は新しい朝市を展開していきたい。

能登半島は地理的にも独特で、人口減、過疎化がどんどん進んでいる中で、1,000年に一度という大きな災害を体験しました。今後、元に戻っていけるのか非常に心配です。震災の良い意味で見本となるように、私たちも頑張りますので、皆様には今後も引き続き支援をお願いしたいです。

輪島朝市の組合員は高齢化が進んでいますが、一日でも早く元ある場所で朝市を復興し、今後も20年、30年と繋げていきたいと考えています。だからこそ、一人でも多くの方に輪島に、能登半島に是非来ていただきたいです。皆様が足を運んでくださることを心待ちにしています。

輪島市朝市組合
組合長 富水 長毅さん



液状化対策について、国土交通省では、発災以降、T E C - F O R C E による現地調査を実施したほか、国・県・被災自治体による会議などを通じて、液状化対策に関する支援制度や取組事例について情報提供してきた。また、液状化に伴い地表面が横方向に移動する、いわゆる「側方流動（地震で地盤が液状化した際に、地盤が水平方向に移動する現象）」が発生し、顕著な液状化被害が発生した地域等については、被災自治体における液状化災害の再発防止のための対策等の検討を直轄調査等により支援してきた。

くわえて、地方公共団体が実施する、公共施設と隣接宅地等の一体的な液状化対策に対する支援策である「宅地液状化防止事業」について、補助率を通常の1／4から1／2に引き上げるなど、支援策の強化を行い、被災自治体による取組を支援してきた。

令和7年3月現在、顕著な液状化被害を受けた市町において液状化対策を含む復興計画を作成したところであり、早いところでは液状化災害の再発防止対策のための実証実験が進められている。今後、被災自治体において地元住民の合意形成を図りつつ、順次、事業に着手される予定であり、引き続き事業実施に向けた支援を実施していく。

【コラム】

輪島市町野町における復興まちづくりに向けた取組事例

令和6年能登半島地震により、輪島市町野町全体が機能不全に陥った。各家庭に電気、水も来ず、いつ元に戻れるか見通しが立たない状況ではあったが、町野町は少子高齢化の地域であり、このまま何もしなければ地域としてまずいのではないかと、そんな思いから地元有志の若者を集めて「町野復興プロジェクト実行委員会」を令和6年2月に立ち上げた。地域の暗い空気を吹き飛ばし、「1日でもいいからみんなで笑える日を作ろう」と考え、地域の人達の「娯楽」として4月には花見イベントとして「さくらフェス」、5月には能登牛の炊き出しイベント「肉フェス」、6月には町野町にこんな施設があったらいいなという声を踏まえて「屋外映画館」を実証実験的に行うなど、毎月のようにイベントを企画してきた。



輪島市町野町の「肉フェス」(山下様よりご提供)

しかし、町野町が復興に進み始めたそんな最中、奥能登豪雨が発生。また地域の人達の心がくじけそうになってしまうのを感じた。「雪が降る前にまずは豪雨の前の状態に戻したい」という気持ちから、自分たちでボランティアの受入れを始めた。多くの方々の支援のおかげで、町野町は少しずつ復興に向かって進んでいくことができた。

令和7年1月からは輪島市から補助を受けて交通移動支援事業を開始した。また、高齢化の地域では、SNSなども使うのが難しい。情報伝達に一番効率が良いのはラジオと考え、臨時災害放送局の実験放送として1日限りの「まちのラジオ」を行った。インターネット配信も行っており、遠方の方からも応援のメッセージを頂けて、町野町に目を向けていただく良いきっかけとなった。

令和7年4月からは町づくり協議会を立ち上げた。町野町のファンを増やすために、デジタル住民票みたいなものもやってみたいと考えている。また、今後は臨時災害放送局の開局やまちづくり会社に移行して、地ビール工場の設立やログハウスの建設など、プロジェクトのテーマ「わくわく楽しい町野町」を目指して必要なことをやっていきたい。

能登のことを忘れないで欲しい。

発災から時間が立つと能登は大丈夫と思われるかもしれないが、現実はまだまだ厳しい。

それぞれの復興のタイミングで必要なものがあるので、皆さんができる支援を今後もお願いしたい。

また、支援のためだけでなく、近いうちに仮設商店街などでもできるので、是非、能登を見に来て欲しい。

町野復興プロジェクト実行委員会
委員長 山下 祐介さん



【コラム】

輪島市門前町における復興まちづくりに向けた取組事例

總持寺（そうじじ）祖院の歴史を伝える「輪島市櫛比の庄禅の里交流館」の管理部長として、輪島市門前町の總持寺通り商店街を拠点に発災前から地域一体となったまちづくりを進めてきた。コロナも落ち着き、今後の新たな展開を考えていた矢先に令和6年能登半島地震が発生。その時は「準備してきたものが全て失われた」と思った。

不幸中の幸いで商店街の人は（怪我などはあったが）全員無事。店も継続してやっていきたいという想いを持つ人が多かった。発災後、支援団体の拠点を交流館に置くことになり、支援団体と地域をつなぐコーディネーター役に。支援とニーズのマッチングが進むことで、令和6年10月に仮設店舗がプレオープン。すでに自身の家で営業を再開している店舗もあったため、あえて3拠点にわけて仮設店舗をオープンすることで、町全体を回ってもらえる仕組みを考えた。

また、總持寺通り協同組合がまちの賑わいにつなげようと令和3年より毎月第2土曜日に開催していた地域イベントの「門前マルシェ」。地震後も再開希望の声も多くあり、令和6年6月に「禅の里交流館」に商品を持ち寄り、出店形式で開催。その後、支援の一環として「門前マルシェ」に併せて演奏会やビアガーデンも開催。「門前マルシェ」の目的は「継続できるように」というお手軽にできる方法で実施していたのが商店街のやり方に合っていた。

地震から1年経ち、ボランティアも減って、町が閑散としてきたイメージがあった。0になってからどうするかを考えても遅い。復興のために何が必要か今から考えていくことが必要と思い、令和6年の秋頃から住民ヒアリングやワークショップを開催。現時点では、ニーズ調査中ではあるが、令和7年度は今後どのようにまちづくりを行っていくか、決める年になると思っている。その一つ目は「ランドリーカフェ」の立ち上げ。コインランドリー、クリーニング屋さんがなく、復興に当たる多くの事業者さんから洗濯が大変という声が、また、発災後、仮設住宅に住むようになって集まりにくくなり、交流の機会が減ってしまったという声が聞かれた。そこで、生活力を取り戻してもらうためにもこれらの願いを叶える手段として「ランドリーカフェ」の立ち上げを計画している。復興までは時間がかかるため、モチベーションを保つためにも今後は1年ごとの目標を設定して達成感を味わいながら復興に向けた取組を進めていければと考えている。

私たち商店街の復興が、住民にとって「希望の光」になると信じて頑張っていきたい。

とりあえず、来てください。来ていただいて今の能登を目で見て肌で感じて欲しい。SNS、テレビで見るのとは違う、私たちは一緒に能登の風景、能登の美味しいものを共有したい。一緒にわいわいしたい。来て、食べて、楽しんでもらうことで支援につながる。

近年、様々な災害が発生しているが、他人事にしないでほしい。どこにでも起こり得る。18年前に地震が起きて正直、もう来ないだろう。その時は行政がなんとかしてくれると思っていたのも事実で。でも、今回の地震で自分で何とかしないといけないと痛感した。能登に来てこの現状を見て感じて、自分の町がこうなるかもしれない、自分もこうなるかもしれないと想像してほしい。自分たちの防災につなげてほしい。

また、自分の周りの「コミュニティ」も大事にしてほしい。学校ではサークルがあって、好きなことで集まって、友達、社会人でも仲間を作って、それがコミュニティ。それは田舎も一緒、顔を見ればまず挨拶、畑で集まって井戸端会議、形は違えど都会でも同じようにある。今、若い人たちはSNS上でつながっている。でも、門前では浸透していない。だからこそ、お互い「顔が見える関係」でつながっている。面と向かって顔向かって作っていく。これが大事。SNSはツールでしかない。まずは「顔が見える」関係づくりを心掛けてほしい。それがいざというときの力になる。

輪島市櫛比の庄「禅の里交流館」
管理部長 宮下 杏里さん



【コラム】

主要な指標における平成28年熊本地震と令和6年能登半島地震の比較

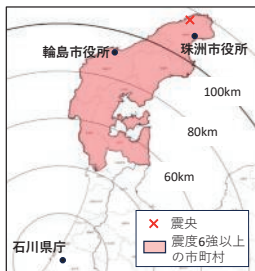
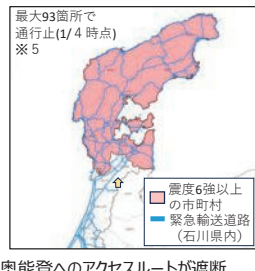
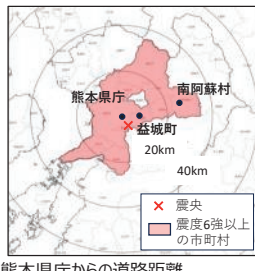
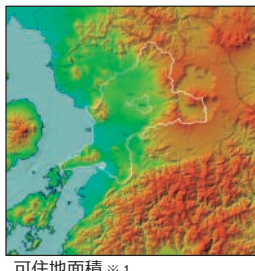
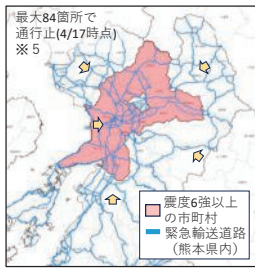
「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」（令和6年能登半島地震に係る検証チーム）においても記載されているように、令和6年能登半島地震ではアクセスの困難等から、比較的規模感の近い震災である熊本地震（平成28年4月14日発災）に比べ、被災者の避難生活等において対応が困難であった部分が多々あり、それらを可視化する観点から、代表的ないくつかの指標により、時系列の比較を行った。

●アクセスを困難とする地理的・社会的要因

能登半島地震が発災した能登半島は、山地が多い半島であり、また、三方を海に囲まれ、地理的に制約がある中で、奥能登へのアクセスルートが遮断され、交通等のアクセスが困難であった被災地であること、また、高齢者が多い地域であることなどの地理的・社会的特徴から、発災直後の避難活動・避難生活に留まらず、その後の復興・再建の段階においても、被災者や被災自治体等にとって厳しく困難な状況となった。

令和6年能登半島地震と平成28年熊本地震の被災地の地理的特徴の比較

○ 今般の地震は、被災地が山がちな半島であり、三方を海に囲まれ、地理的に制約がある中でアクセスが困難であること、高齢者が多い地域であることなどの地理的・社会的特徴があった。

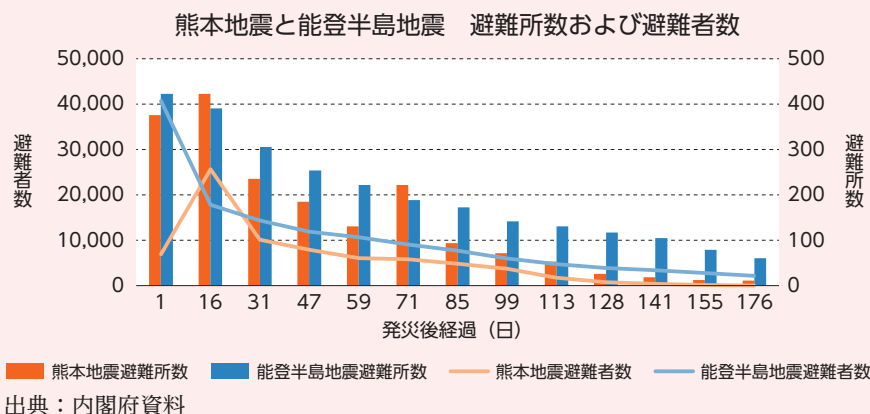
	＜立地・アクセス＞	＜地形＞	＜リダンダンシー＞	＜その他＞
能登半島地震の被災地	 石川県庁からの道路距離 珠洲市役所：約135km 輪島市役所：約110km	 可住地面積 ※1 珠洲市：約25% 震度6強以上地域：約28%	 奥能登へのアクセスルートが遮断 奥能登全体が孤立状態（県資料より） 震度6強以上の地域へ入る 緊急輸送道路と市町村界の交点：10カ所※2	□高齢化率※1 （珠洲市）：約52% （輪島市）：約46% （震度6強以上の市町村）：約44% （参考）全国平均：29% □耐震化率※4 （石川県）：76% （珠洲市）：51% （輪島市）：42% （参考）全国平均：87% □孤立可能性の集落の割合（石川県）※3 （農業集落）：約43%（179/421） （参考）全国：約29%（17,212/58,734） （漁業集落）：約27%（47/174） （参考）全国：約31%（1,933/ 6,275）
熊本地震の被災地	 熊本県庁からの道路距離 益城町役場：約10km 南阿蘇村役場：約35km	 可住地面積 ※1 益城町：約69% 震度6強以上地域：約63%	 震度6強以上の市町村へ入る 緊急輸送道路と市町村界の交点：23カ所※2	□高齢化率※1 （益城町）：約30% （南阿蘇村）：約43% （震度6強以上の市町村）：約28% □耐震化率※4 （熊本県）：79% （益城町）：85% （南阿蘇村）：50% □孤立可能性の集落の割合（熊本県）※3 （農業集落）：約20%（417/2,096） （漁業集落）：約26%（72/ 281）

※1 出典：「統計でみる市区町村のすがた2023（総務省統計局）」 可住地面積：総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出したもの ※2 出典：「国土数値情報ダウンロードサイト」の緊急輸送道路の情報を基に内閣府で計上
※3 出典：各県被害報告、県災害対策本部会議資料 ※4 出典：各自治体HP ※5 出典：「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査（平成26年10月 内閣府政策統括官（防災担当）」 1

出典：内閣府資料

●避難所・避難者数

能登半島地震及び熊本地震における避難所・避難者数を比較すると、発災後1か月程度において、熊本地震では顕著に減少しており、能登半島地震においても、段階的な減少傾向を示しているものの、その傾向は緩やか状況となっている。また能登半島地震では、1次避難のほか、市町の区域を越えた広域避難、2次避難所に移るまでの一時的な滞在を想定した1.5次避難、ホテル・旅館等への2次避難が行われた。



●応急仮設住宅の建設状況

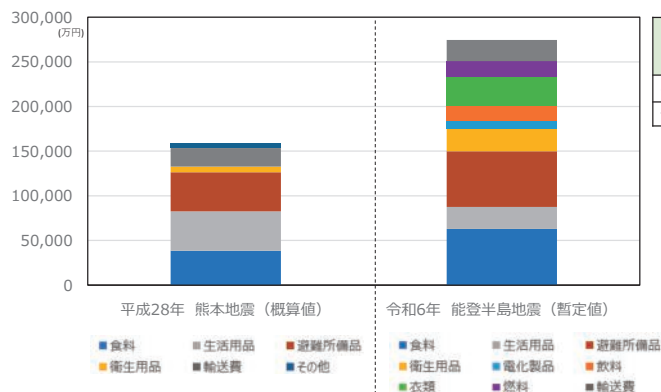
熊本地震では、発災後約7か月（平成28年4月29日～11月14日）で4,303戸を完成したのに対し、能登半島地震では、発災後約5か月（1月12日～5月25日）で4,245戸を完成させていることから、平地が少なく用地確保等の課題がある中においても、熊本地震等の知見を生かしながら、熊本地震の時を上回るペースで応急仮設住宅の整備を行っている。能登半島地震では最終的に、石川県内の10市町で、6,882戸（159団地）の建設型応急仮設住宅が整備された。さらに、災害リスクの残るエリアでの水害（奥能登豪雨）で、応急仮設住宅が被災する事態も生じたが、従来のプレハブ型の住宅以外に、地元の景観に配慮し、恒久的な住まいとして活用可能な長屋型の木造応急仮設住宅や、ふるさと回帰型の応急仮設住宅も整備され、熊本地震と比して、更なる多様な建築様式による住宅が整備された。

●プッシュ型支援の実施状況

能登半島地震では熊本地震の約3倍の期間（82日）において、プッシュ型支援を実施しており、支援額もほぼ倍の額となった。これは、熊本地震における教訓を生かした政府としての積極的対応の結果とも言えるが、支援の日数・執行額が示すように、避難生活が長期にわたり、効果的に物資を支援していく必要性が顕著に生じていたことが伺える。支援物資の内容面を見ても、能登半島地震は寒い時期（1月）に発災したこともあり、プッシュ型支援では初となる燃料の支援を行うとともに、衣類の支援を充実させるなど、被災地のきめ細やかなニーズを踏まえた物資調達と支援が展開された。一方で、多岐にわたる被災者のニーズに対し、一度に全員に行きわたる量を確保できなかったため、被災市町の現地担当者が公平性の観点から物資を配布できなかった事例も見られ、避難生活支援の難しさ（課題）が表面化することも見受けられた。

熊本地震と能登半島地震のプッシュ型支援の比較

●物資執行額の比較



●支援日数・支出金額の比較

災害名	プッシュ型支援の日数 (単位：日)	プッシュ型支援 支出金額 (単位：百万円)
平成28年熊本地震	28	1,590 (概算値)
令和6年能登半島地震	82	2,745 (暫定値)

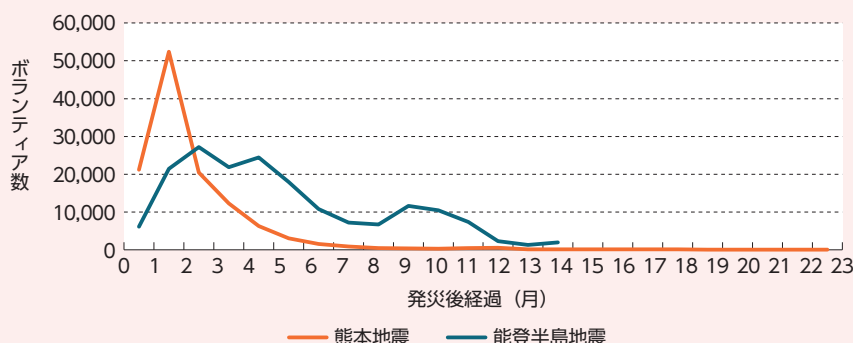
- ※1 H28熊本地震の内訳に飲料が計上されていないが、別途、飲料水約8万本が無償提供されている。
 ※2 H28熊本地震の内訳に衣類が計上されていないが、別途、衣類約20万着が無償提供されている。
 ※3 H28 熊本地震の生活用品にはブルーシートが含まれる。R6 能登半島地震でブルーシートは避難所備品に含まれる。
 ※4 H28 熊本地震の電化製品はその他の一部に分類されている。
 ※5 R6 能登半島地震では食料・飲料水・生活用品・衣類等の一部がプッシュ型支援で調達されたものの、最終的に企業側からの申し出により、無償提供となったものが概算で約2.7億円分あった。

出典：内閣府資料

●ボランティア参加状況

ボランティアの総数は、発災後14か月で比較すると、熊本地震約12万人に対し能登半島地震では約18万人と総数では能登半島地震の方が多いものの、発災後1か月頃までは、能登半島地震は熊本地震の半分以下という状況であった。その背景として、発災当初は、道路事情等により、ボランティアの受入れにも制限を設けることとなったことも要因の一つであると考えられる。その後は熊本地震では発災後3か月目以降は大きく減少するが、能登半島地震では発災後1か月半頃から増加していき、3か月目をピークにその後も一定数もボランティア数が確保され、特に9月の豪雨災害後に再び増加している。

熊本地震と能登半島地震 ボランティア数



出典：内閣府資料

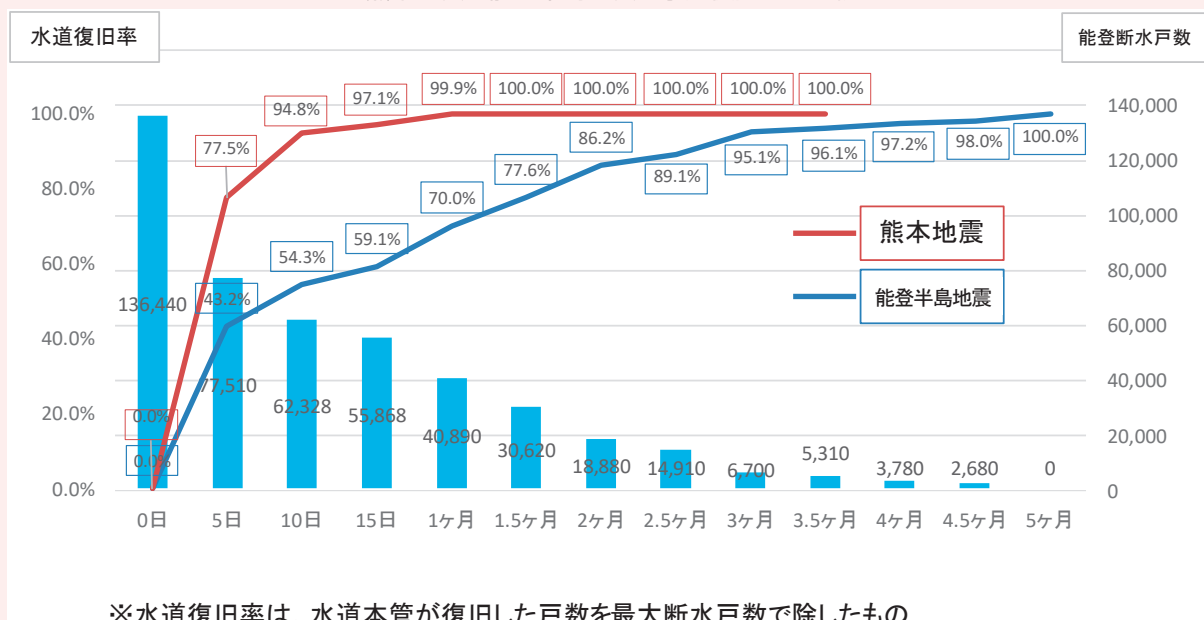
●公費解体の進捗状況

損壊家屋等の公費解体の進捗状況について、能登半島地震と熊本地震ではそれぞれ集計単位が異なるため、一概に比較することはできないが、発災1年後の状況は、熊本地震では約65%（平成29年4月）、能登半島地震では約45%（令和7年1月）である。これは、日本海側最大の半島である能登地域では、アクセスルートが限られることや、過疎地域であり高齢化率が高く、建物の全壊割合が高いなど災害廃棄物処理を進める上での課題が多くあったためと考えられるが、石川県では、公費解体の完了目標を熊本地震とほぼ同程度の、発災から約1年9か月（原則令和7年10月末まで）と設定し、解体計画を策定している。令和6年9月20日から大雨により解体工事が一時的に中断したものの、現在（令和7年3月末）は、同解体計画を上回るペースで解体が進んでいる。

●水道の復旧状況

令和6年能登半島地震では、熊本地震と比較して、半島地域特有の限られた交通手段が被災したことや悪天候による作業時間の制約等が重なり、水道施設の復旧に長い時間を要した。

熊本地震と能登半島地震 水道復旧率の比較



※水道復旧率は、水道本管が復旧した戸数を最大断水戸数で除したもの

出典：国土交通省からの情報提供を基に内閣府が作成